

平成16年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成16年3月5日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

追加日程 1. 議案の訂正について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） おはようございます。

一般質問をさせていただきたいと思いますが、まず一番初めに、合併問題について若干の見解を申し上げて意見を伺ってまいりたいというふうに思いますが、質問を始めます前に、今7町で行われています合併法定協議会は、合併の是非も含めて審議をする場になっているというふうに理解をいたしております。そうした立場に立ってこれからの一般質問を行わせていただきたいというふうに思っている訳であります。まず広域7町の合併問題をめぐる法定協議会の審議の状況とその評価について、あるいは今後の対応について、どのように判断をし、指導性を発揮しようとしているのかということを中心にお尋ねをしてみたい、このように思っているところであります。

まず、その初めには、住民の直接請求によって法定合併協議会が設置をされて、合併の是非を含め協議が続けられていると思います。これまでの協議会の審議のあり方を見ますと、極めて事務的に淡々と進められておりまして、大切な知りたい行政課題の多くが先送りされていることについて不満を持つものであります。合併の是非を問うことの判断材料となる情報の提供が、全く示されておりません。どのように判断しようかという住民の判断材料が全く示されていないことから、その判断のしようがないというのが住民の声でありますし、批判であります。このことについてどのようにお考えになっているのか、お伺いをします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 住民の皆さんに対する合併の情報提供につきましては、合併協議会で現在協議中でありまして財政計画等を含む新市建設計画（素案）と財政シミュレーション及び新市の名称や事務所の位置などの協定項目とそれに含まれる事務事業の取り扱いが主体になると思われまして、ただ、この情報につきましては、質問者のご指摘のとおり、新市まちづくりの全体の方向性を示すものであり、住民の皆様の多岐にわたる合併

の是非を判断する基準をすべて網羅するのは、非常に難しいのではないかと認識しております。

当然、斑鳩町独自でも、合併しない場合の財政シミュレーション等を提供し、合併した場合と合併しない場合の比較しやすい資料の作成に努めてまいる所存でございますが、合併協議会にもできるだけ住民のニーズに合った資料づくりをしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この合併の是非を判断するための資料として、財政シミュレーションの作成や住民説明会の開催などが考えられているようでありますが、それはいつごろになるのか。また、説明会はどのような方法で誰が行うのかということについて聞かせてもらいたいと思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 財政シミュレーション作成に係るスケジュールをご説明いたしますと、3月初めまでに各7町で財政の数値を算出し、合併協議会事務局にて、集約、合算作業、財政計画等資料調整を行い、幹事会の協議を経て、3月末の新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会に提案される予定となっております。

住民の皆様方への公表の時期については、新市建設計画（素案）とともに、小委員会、合併協議会にて確認された後となり、その協議内容によって時間がかかることも十分予想されますので、合併協議会の予定では、7月以降になる見込みと聞いております。

住民説明会につきましては、その新市建設計画（素案）確認後に、資料調整等の準備を行ってから、8月以降に開催することとなると考えております。

住民説明会では、財政計画等を含む新市建設計画（素案）、合併した場合としない場合の財政シミュレーション及び新市の名称や事務所の位置等の協定項目と、それに含まれる事務事業の取り扱い等を提供したいと考えております。このことから、説明会等の方法については、今後協議会での協議状況、7町及び事務局との協議検討を踏まえながら考えてまいる所存でございます。

説明については、合併協議会事務局か各町の合併担当課が行うことになると思われませんが、合併しないことを選択した場合の町単独の財政シミュレーション等、斑鳩町独自の情報提供も必要であることから、町の説明は必要であると考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 広域7町で新しい市となった時の新市の建設計画案と新市の財政シミュレーションが6月過ぎに策定される見込みであると言われておりますけれども、これは合併協議会がつくることになるというふうに思うんですが、斑鳩町単独で行政を進めた場合と比較して合併の是非が判断出来る情報の提供をするというけれども、具体的にはどういうことが考えられているのか、聞かしてもらいたいと思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 斑鳩町単独で行政を進めた場合には、町全体としてはどのような財政状況で推移していくのかといった財政シミュレーションを作成することになります。これは、合併協議会が作成します7町合わせたシミュレーションの前提条件を基本として作成することとなります。この単独シミュレーションと合併シミュレーションを比較検討する形で、住民の皆様へ情報の提供を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、住民の皆様がよりわかりやすい形で比較検討出来るよう、人口一人当たりの額ではどのようになるのか、全体的にはどの程度の歳出改革が必要であるのか、住民皆様のご負担をどの程度まで引き上げる必要があるのかといった内容のものを提供してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この合併協議会は、新市建設計画について、策定小委員会を設けて協議が続けられているというふうに承知をいたしておりますけれども、あるべき理念や合意がなければ計画は成り立たないというふうに思います。

基本的なまず姿勢についてでありますけれども、合併は行政の効率化を目的に行うということから考えまして、これ以上借金を増やすことは極力避けるということが基本的な姿勢でなければならないのではないか、こういうふうにも思います。

その上に立って、これまでの各自治体の姿を見てまいりますと、競って類似の建物施策を進めてきた結果、その運営と維持管理が極めて重荷になって財政負担を増大させているのではないかと思います。果たして、これらの建物、施設の特徴を活かして有効な活用が行われているのかどうかということの検証からまず始めていかなければならないのではないかなというふうにも思います。

また、新市建設計画につきましては、現在各自治体が持っています最重点課題としてあります施策がどういうふうに取り込まれ、または調整をされていくのかということが極めて重要だというふうに思います。

そしてまた、この合併問題について、住民が一体何を最も注目して見ているのかというのを考えてみますと、今より負担が増えないこと、あるいは住民サービスがこれ以上低下をしないかどうかということなどが一番関心がある問題でありますし、不安になっている問題ではないかというふうに思います。こうしたことに当事者がどのように応えていくかどうかということの事由は極めて重大であるというふうに思います。

しかしながら、合併問題が今日住民の間にどれだけ切実な問題として浸透しているかどうかということを見ますと、極めて疑問とするところが多いわけでありまして、現在の状況では、協議会任せで、その概略が出来ましたら、協議会から下へ、住民におろされてくるというように安易に受け止めている傾向があるのではないかと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在、合併協議会にて素案策定が進められております、新市建設計画（まちづくり計画）につきましては、新市のまちづくりの基本的な指針となるものでありますので、住民の皆様方への情報提供の中では核となるべきものであり、住民説明会では、その計画を中心として、合併した場合としない場合の財政シミュレーション及び新市の名称や事務所の位置等の協定項目と、それに含まれる事務事業の取り扱い等を提供してまいりたいと考えております。

しかし、質問者のご指摘のとおり、住民の視点から合併を考えますと、各種税金や保険料等の負担が増えないか、また住民サービスの低下がないかといったことが大きな関心事となるのは、間違いのないこととあります。

そのため、税率、保険料、水道料金等の住民負担に関わる調整項目につきましては、再度各専門部会において、その方向性の調整を図っているところでございます。

住民説明会には、これらの資料を活用し、また斑鳩町独自の資料も作成しながら、住民のニーズに合ったわかりやすい情報が提供出来るよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、合併協議会のこれからのこの作業スケジュールはどのように考えられているのか。また、特例法が示します期日を念頭に置いて計画が進められようとしているのかどうかということについてお聞きをします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在の合併協議会による7町合併協議につきましては、平成17年3月31日の期限内の合併によって、国による財政支援措置の適用を受けることは、新市の財政再建に必要不可欠であり、また新市建設計画（素案）策定もその適用を前提としているところでございます。

しかし、現在、新市建設計画（素案）の策定に遅れが生じていること、また国においても合併特例法の財政優遇措置の適用期限の延長が検討されていることを考えますと、合併協議会の作業スケジュールについては、その時々状況に柔軟に対応しながらも、適用期限内を目標に合併協議を進める必要があると考えております。

しかし、私は、市町村合併が最終目標ではなく、今後斑鳩町が住民に最も身近な基礎的自治体としてあるべき姿に向かう一手段にすぎないものと考えております。今後、住民説明会や議会等での合併の是非についての議論の方向によっては、その是非についての結論が期限内にまとまらない可能性も十分ありますので、その際には、期限にこだわることなく、町民の意向に沿った斑鳩町のまちづくりの道筋について、議会ともご相談申し上げながら、決してあせらずに一定の方向を導き出したいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） これまでの合併協議会が、それぞれ持たれていますけれども、新聞報道などで承知をしているわけでありましてけれども、合併協議会が破綻をするケースというのは、新庁舎の位置であるとか、あるいは新しい市の名称が原因であるというふうに言われています。このことが極めて多いというふうに言われているわけですが、広域7町の新しい市の名称を公募する方式が多数決によって協議会で決められたということについて、どのようにお感じになっているのか、聞かしてください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 第8回の合併協議会の中で、私は、新市の名称募集について、応募資格を全国からすることと、現7町名の使用を可能とすることを主張いたしました。多数決によって退けられました。

私は、常々新市の名称は、この7町から転出された方も含めて各住民それぞれこの地域に愛着を持っておられますので、自由な発想で考えていただくべきと思っておりました。それゆえに、この結果は非常に残念でありますし、また私の他にも反対の委員がおられたことから、もう少し協議をいただいて全委員が納得して合意出来るような方法がとれなかったのかなと思っております。

ただ、合併協議会としましても、合併の目標期日があり、1つの協議事項にかけることの出来る時間にも限りがありますことから、慎重な審議と迅速な審議との兼ね合いに、この7町合併の協議の難しさを痛感しているところでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 広域7町が合併した場合の新しい市の名称が今公募中であります、あさって締め切られるんですか、10日の日に。ということでもありますけれども、新しい市の名称が公募をされているということについてどういうふうな認識を持って対応しておいでになるのかということについてお聞きをします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 全国的な合併協議に係る状況を新聞等で見ましても、新市の名称についての議論は重要であります。特に最近では、滋賀県で西近江市と法定協議会で決定をされたにもかかわらず、住民アンケートをしますと、やはり歴史的由緒ある高島市にしてほしいというご要望等で、それがいとも簡単に高島市に変えられた経緯もございします。そういうことも踏まえながら、私としても、名称についての合意が得られないことを理由とする合併協議会の離脱や解散も多いと聞いております。

そのため、この新市の名称公募については、より広く、かつ多くのご意見を集約し、慎重に審議していくことが必要であると認識しておりますし、また8回の法定協議会の4号議員の意見の中にも、やはり地理的学者を招いてシンポジウムを開いてはどうかという意見の中には、時間がないからそういうことは無理であるということもおっしゃっている方もございますから、私はそういうことを真剣に考えなかったら、慎重に考えなかったら、やはりそういう難しさが表れてくるのではないかなと思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 新しい市の名称を公募するに当たって、法定協議会は、7町が地理的にイメージが出来る名称、歴史・文化にちなんだ名称、住民等の理想や願いにちなんだ名称、対外的にアピール出来る名称、地域の特徴を表す名称、その他新市にふさわしい名称をと示唆いたしています。これを受けて積極的に、それでは斑鳩町の名に代わるふさわしい名称、望ましい名称としてどういうものがあるかということなどについて、住民が考える意欲を持たせるような啓発活動というものがなぜ行われたいんだろうかというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほどの質問でも答弁いたしましたとおり、新市の名称は各町それぞれの住民にとって関心の高い協議事項であり、7町合併を考える上で非常に重要な位置を占めていると言えます。

そのため、この新市の名称公募については、できるだけ多くの方々のご意見を集めることが必要であり、各戸配布の合併協議会だよりの他にも町広報による周知を行い、また公民館等の町施設において新市名称募集用紙の配布を行っているところでございます。

質問者がおっしゃる新しいふさわしい名称、望ましい名称として住民が考える意欲を持たせるような啓発活動がなぜ行われぬのかと。これは、住民がそういうことがあれば、そういう目標に向かっていくと思いますけども、私は斑鳩の町民の方々そのものを考えますと、何も行動を起こさないということは、やはり現在の名称が非常にふさわしいのではないかと。そういうことについて私は、歴史、由緒ある名前であるこの斑鳩、明日香というのはブランドであろうということが、やはり住民に浸透しているのではないかと、そういうことを思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今、7町の合併をめぐって色々と議論がされ、新しい市の名称が公募をされている、こういう状況にあるわけでありまして、16年度の斑鳩町の一般会計予算にも示されていますし、町長の施政方針でも明らかにされているわけでありましてけれども、こういう時期になぜ難読町村サミットというものが開かれるのかな。私は、必ずしもこの難読サミットは今の段階で開かれていくということについて、どんな意義があるのかなというように思うんですが、このことと新しい市の名称を公募しているということなどとの関連を兼ね合わせ考えますと、何かそこに理解しがたいものがあるわけでありまして、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 難読町村サミットは、難読といわれる町村名を持つ自治体が一堂に会し、それぞれの歴史、文化、特産品、観光、資源など、各自治体を持つ特性を最大限に活用しながら豊かなまちづくりを進める方策を探るとともに、また行政が抱える課題について意見交換し、自治体同士の交流及び連携を推進することを目的としております。

この関係につきましては、第1回目等が和歌山の南部町で開かれ、2回目が奈良県の

榛原町で行われ、3回目が阿知須町で開かれ、4回目が長崎県の彼杵郡で開かれ、そして5回目が新潟県の聖籠町で開かれています。昨年の聖籠町におけるサミットの共同宣言では、「現在の町村名を誇りに思い、市町村合併の有無に関わらず、地域固有の歴史・地域の特性をあらわす個性的な名称を大切にし、子や孫の代に伝えていくことを約束します。」とあり、斑鳩町においても、このサミットの開催を通じ、地域固有の歴史、地域の特性を見つめ直すことは、合併の是非に関わらず、今後のまちづくりの方向性を定める上で大変意義深いことであるのではないかと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私は、やっぱり今、歴史的な氏名などに愛着を感じ、なおかつ我が町が斑鳩という名称を得ていることについて、聖徳太子にゆかりのあるまちとして、誇りと愛着を持っているということについては理解が出来るんです。しかし、合併協議会の中で、新しい市の名称として、現在の町名は使わないということを前提に公募をしているとするならば、最も我々が願いとす歴史的、あるいは新しい名称についての協議会が示しております幾つかの条件を兼ね合わせて考えるときに、一体どういう名前が考えられるのかということについて、私は住民に提示をしてみるということも決して悪いことではないというふうに思うんです。

そういう意味合いで、私自身は、個人的な見解ですけども、今西和警察であるとか、西和消防であるとか、あるいは西和農協であるとか、西和という関係が色々使われていて、このことはかなり全体的に名前としてなじんでいる状態があるのではないかとこのように思うんです。そういうことから、斑鳩市ということ、しかしこの西和市という関係につきましても、地名的には北大和というふうな関係で一応理解出来ると思いますが、歴史的な背景というものとか、そういうものについてはやや乏しいのではないかとこのように思いますけれども、全体が、聖徳太子が示しますように、和の心をもって7町が合併した場合でも協調していこうというもしも思想であるならば、私はこの西和という関係の西、東西南北の西ということではなくて、聖徳太子の聖という関係で聖和という関係と呼ぶことも一つの、我々が斑鳩市を愛着すると同時に、同じようなイメージとして言うことが出来るのではないかとこのようにも考えるんです。

したがって、そういう関係を一つ提起をすることによって、さらに斑鳩町がだめだ、斑鳩という名前がつけてもらえないならば、こういう関係をということで積極的にやっぱり応募していく姿勢、そして自分たちの町の誇りとする、自分たちがさらに希望する

名前に近い状態のピーアールというものをさせて住民の関心を持ってもらう、あるいは住民意識の高まりを持ってもらうというような運動があってもいいんじゃないかというような気持ちがいたしていることから、今、お尋ねをしたわけでありましてけれども、これは私の感想でありますから、ご答弁は結構でございます。

ただ、ここでお聞きしたいのは、何かこういった関係などにして、今までのお答えなどをお聞きをいたしますと、町長自身のお気持ちの中に、7町合併についての条件が必ずしも成熟をしていないと。どちらかと言えば、今日時点で7町の合併というものについては、消極的になっておいでになるんじゃないかなというような気持ちを一部で抱くのであります。この点について、誤解があってはなりませんので、明らかにしてほしい、こう思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当合併協議会における協議は、7町によって行われており、それぞれ独自の地域性を持っておりますことから、私に限らず各町の委員の中で、これから議論が進むにつれて、多少の意見の食い違いがあつてしかるべきではないかと考えております。

しかしながら、住民発議及び各町議会の慎重な審議の上での議決によって法定合併協議会が設置され、また協議が進められていることを考えますと、まず7町の枠組みでの合併協議に専念し、住民の意向を確認しながら一定の結論を出してまいりたいと考えております。

特に、私はやっぱり何がといいますと、住民発議から出たものですから、その辺のところに、今、議員が質問されておりますように、なかなか盛り上がりがないんじゃないか。そしてまた、その以前では、やっぱり合併に対する消極的な、あるいは議会ではやっぱり反対ということも出ておりましたから、この住民発議で、先ほど申しましたように可決をされ、そして法定協議会に進んでいったということを考えますと、案件等についてまだなかなか結論が出にくいんじゃないかなと思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私は、町長がかつて生駒郡4町の合併で斑鳩市構想というものを提唱されたことがあるわけですね。これは、平成9年の10月、斑鳩町長選挙の告示日の出陣式の席上でのことであつたというふうに記憶をいたしております。当時、市町村合併問題が、地域の関係団体による住民アンケート調査などによりまして、話題性を持

つようになっていたというふうに認識をいたしております。当時、斑鳩町では、近隣町の中でも、合併への意識が最も低かったというように思います。7町合併は2段階方式で進むということにして、住民感情も配慮をした上で斑鳩市構想をと提唱して、合併問題への住民の喚起を呼びかけてみた。しかし、住民の合併への反応というものは極めて低かったのではないか。そのことから、町長は合併問題について極めて慎重な姿勢をおとりになるようになったのではないかというふうに、私は個人的に理解をいたしております。このことについての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 質問者のおっしゃるように、生駒郡4町での合併を推進する斑鳩市構想につきましては、私の4期目の抱負の中で、また、今、質問者がおっしゃったように、平成9年10月の町長選挙の出陣式に申し上げたことでございます。政治課題の一つとして申し上げたものでありますけれども、合併に対する気運の醸成を図るため、先進地の視察研修や、各町長との合併についての議論などに取り組んできたところでございます。

私はなぜこういうことを申し上げるかといいますと、もう既に1985年（昭和60年）の時、これに法隆寺青年会議所が、信貴サミットを第1回目、そして1986年（昭和61年）2回目、62年の1987年に3回目、3回を信貴サミットをやっております。その時に、当時の三郷は森町長だったと思いますし、上牧は武安町長だった。その方々から、やはり合併をして、できるだけやっぱり今のうちに住みよいまちづくりをしていく。そしてまた税金等の、税収等の関係を考えますと、一番いい時期ではないかというご提案をされたことも事実ですし、また当時の上牧の武安町長から、7町合併を提案されたことも事実でございます。それから広域7カ町の町長、議長会等がそういうものに真剣に取り組んできた。しかし、途中でなかなかうまくいかなかった経緯もございますし、その中では、アンケート調査をしてきたわけでございます。そのアンケート調査の中でも、斑鳩町は回答率が低いということもございました。

そういうことを考えていく中で、この法定協議会でも第1回目のときに、4号議員の方が申されたように、何も7町という大きな枠をしなくても、4町で考えてもどうかという提案をされても、なかなかそれを取り上げなかった。私はやっぱりそういうところに、この問題も大きな問題が出てくるのではないかと。最初にそういう議論をしてたら、果たしてどうなっていたのかもわかりませんし、今、ただ法定協議会で事務局が進めて

いくものばかりをずっと審議し、発言はほとんどない。そういうことの経過をたどってきたということを考えますと、私は今こういう点について色々と議論が出てくるのではないかな。

そういう取り組みを通じて感じたことは、市町村合併は自治体の判断のみで行うものではなく、住民の利益のために行うものであり、住民の自主的な判断によることが重要であるということが、つくづく私自身もわかってまいりました。私は最近、奈良県の市町村等を見てみます中で、斑鳩町の行政を見ますと、今でも町税が27億、2万8,800の人口でこれだけの町税があるというのは、私は恵まれた地域に住まいをさせていただいて、またそういう舵取りをさせていただくというのは、非常にありがたいことだと思います。そういうことを考えますと、やはり自分の町で果たしてそういうことが可能であるのかなのか、そういうことを考えていくことも大事であろうし、私はやっぱり1400年前に、聖徳太子がなぜこの場所に斑鳩宮を建設されたのか。そのことが今つくづくと最近、憲法17条制定とか踏まえる中で、色々私は今年の11月15日の世界遺産10周年記念シンポジウムで、立松和平さん、池田理代子さんが、いみじくも申された。この斑鳩という場所をなぜ聖徳太子は選ばれたか。そして、その斑鳩という名前をなぜつけられたか、そういうことを考えると、私は行政区域の変更というものはしてほしくないという池田理代子さんのことでもありますし、そこらのことも十分考えながら、最近そういうことを慎重になってきた事実がございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） お聞きをいたしておりますと、新しい市の名称であるとか、あるいは合併論議について意見もありますし、いわゆる法定合併協議会の今日の対応の仕方と、小城町長がお考えになっている関係などについてと違和感があるのではないかな、こういうふうに思われます。今日時点で、7町での合併というのは、違和感を持ったもので進んでいくということについていかがなもんかな。あるいは、そのことが住民にどういう影響を与えていくのかということについて、極めて重要になってくるというふうにも思うわけでありますけど、くどいようでありますけれども、結局協議会のあり方についての町長の認識といたしまししょうか、ご感想といたしまししょうか、そういったものについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、議員から、協議会のあり方というものについて、私はやっぱ

りこの中で、本会議でも議論がありましたように、任意協議会で始まるのか法定協議会をするのか、そういう議論をしている中で住民の発議が行われた。そして、その住民発議の関係についても、法定数に達した。そして、平成15年の2月の臨時議会で、平群、上牧を除いて可決された。あるいは3月議会で、平群と上牧が可決をされた。その平群については、町長が全員の協力を求めるために住民投票をするという約束をされた。そういうことでございます。

私は、何か、6月8日から法定協議会が始まったら、事務局、そういう素案をずっと流れてくる。この流れた傾向については、ほとんど質問がない。そして、出たやつは継続審議。こういうことになってきたら、自然とこのまま進んでいくんではないか。そういう、誰しもが不安というよりも、もうこのまま何も言わなかったら進んでいくと。今、現実でも、我々が反対しても、新市公募というのはいま進んでいるわけです。3月10日で締め切られる関係等についても、現実に進まれている。そして、新市の名前を決めていかざるを得ないわけですから、恐らくそのときも多数決になると思う。そういうことが果たしていいのか悪いのか。私は、もう少しやっぱり時間をかけて、出来れば、何も、住民発議よりも、私はできたらみんなの議会とか、あるいは町長関係、広域圏でそういう自然的な形でこの法定協議会が出来ておいたら、私はもっと議論が出来るんではないかということも考えていかざるを得ない。そういう点では、今の法定協議会というのは、なかなか意見の言える、町長、助役等はもう意見はほとんど出ない、そういう現状でございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 合併問題につきましては、住民の意向を尊重するという事は当然でありますし、しかしその前提については、首長のリーダーシップというものが強く問われるということについては、否定の出来ないことだと思います。来年10月には、町長任期満了に伴う町長選挙も予定されております。ということなどを考えますと、やっぱり建前だけではなくて、本音の関係の論議も尽くしながら、その指導性を発揮されることを願うわけでありましてけれども、まずそのことについてはこれまでも何回も述べられておいでになりますから、それでは、合併することによって、地方自治財政というのは本当に充実をし、運用しやすくなるのだろうか、あるいは住民の利益が向上するというふうには考えられるだろうか。それとも、現状と余り変わらんでというふうにお考えになっているんかどうか。いわゆる三位一体の改革年度初と言われております平成16

年度の予算編成に取り組んでの感想というものをお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 地方財政を取り巻く環境は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じております。

国の平成16年度経済見通しは、デフレ傾向は継続する恐れはあるものの、民需を中心に緩やかな回復過程をたどるものと見込まれておりますが、地方は、実感としてはまだまだ厳しい状況が続くものと考えられます。このような状況の下では、財政的には、合併しても単独であっても厳しい状況の中にあることは変わらないものと考えております。いずれにいたしましても、住民の負託にお応えし、限りある財源の中で住民福祉の維持、向上を図っていくことが、私の責務であると考えております。

また、国の三位一体の改革についてであります。予想をはるかに上回る影響により、各地方団体におかれましても、予算編成に著しい支障を来したところであります。特に最近では、新聞等毎日各市の予算の骨格が出ております中で、あの裕福な生駒市の市税関係についても、基金を取り崩さなきゃならないという状況にまで追いやられてます。ただ、郡山市は、景気の関係でシャープがかなりよくなったもので、15億ほど伸びたということも書かれておりますように、それでもやっぱり基金を取り崩さなきゃならない。そういう関係から考えますと、非常に大変なことだと思えます。本町におきましても、約3億円の減収が生じたところであります。

国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが突出して行われることは、極めて残念であります。三位一体の改革は、平成18年度まで実施されるわけではあります。来年度以降は本年度よりも厳しい状況が予想されますので、状況を見極めて的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、町長は、合併問題について、「合併特例法の適法期限も迫っていることから、時期を見極めて直接住民の意向を確認し、最も身近な基礎自治体として望ましい姿について、一定の結論を導き出したい」というふうに述べられておりますけれども、この中での「時期を見極めて」とは、どの時点を想定しているのか。また、「直接住民の意向を確認」とは、議会が条例制定を目指して検討しています住民

投票を念頭に置いて述べられているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず、「時期を見極めて」の内容についてであります。この時期とは、住民説明会以降を想定いたしております。住民の意向を確認するのは、合併の是非に係る判断材料の提供後になるためであります。具体的に申しますと、さきの答弁にもありましたとおり、8月以降になるのではないかと考えております。

次に、「直接住民の意向を確認し」の確認方法につきましては、議会におかれまして検討されています住民投票は当然含まれますが、他に住民説明会において出される住民意見についても尊重をしたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、最後に、共同通信が加盟新聞社と協力して行ったアンケートの結果について新聞報道がされていますが、このアンケートは、1月から2月にかけて、知事、市町村長、東京23区長の全首長3,240人を対象に実施をした。そして、3,210人、99.1%が回答をしたというふうに言われています。このアンケートの集計結果について、私は興味深く読ませていただいたわけではありますが、斑鳩町長はこのアンケートにどのように回答をされたのか、聞かしてほしい、こう思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この全国自治体トップアンケート2004については、斑鳩町においても、私の率直な意見で回答をさせていただいております。

その内容につきましては、市町村合併に係る箇所を簡単にご説明いたします。

「合併する見通し」については、まだ合併の是非を含めて協議中であるため、わからないとし、「合併で懸念される問題」については、新市の名称等の問題もあり、まちの個性や地域のつながりが薄まることを挙げさせていただきました。また、「現在の国の合併推進策」については、余り評価しないと、その理由としては、国のまず合併ありきの姿勢に疑問を感じておりますことから、自治体のあるべき姿についての理念や合意がないからを選択いたしました。さらに、「基礎自治体の最適な人口規模」については、各地域にて独自の地域性があり、一概に人口で決められないことから、規模にこだわらないとさせていただいております。

以上がその一部でございますが、私といたしましても、このような全国の動向も踏ま

えながら、斑鳩町の将来像を考えてまいる所存であります。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 合併問題につきましては、極めて私ども関心の深い問題として質問させていただきましたが、終始町長が熱心にお答えをいただいたことに感謝をいたしまして、いずれにしましても、合併してもしなくても地獄だというふうに言われています。いわゆる合併しないのも地獄なら、合併しても地獄であるというふうに言われていますが、しかしそうかといってこれを避けて通るわけにもいきませんので、極めていずれの時期か苦渋の決断をしなければならない時が来るというふうに思います。そのためにも、十分に私どもとしては忌憚のない意見の交換をしながら、とるべき選択の方向を誤らないようにしていくことが必要ではないか、こういうふうと考えていることを申し上げてこの項についての質問を終わらせていただきたいと思います。終始のご答弁をいただきましたことを感謝を申し上げます。

それでは、次に、あと時間が余りありませんから、かいつまんで申し上げていきたいと思えますけれども、禁煙対策とたばこ税について取り上げさせていただきました。三位一体の原則で税制のあり方を議論する国の施策の中で、年末から年始にかけて、ことしほどたばこ税がその税の対象の取り扱いをめぐって議論されたことはなかったというふうに思います。そういう反面で、いわゆる禁煙運動も一方では盛んに叫ばれるようになってきた、こういうふうに思います。

そういったことから、私は禁煙問題についての対策とたばこの問題についての提起をさせていただいたわけでありますけれども、特にこれまで一般質問でも快適な非喫煙空間の確保と健康増進のための対策について、行政側の見解をただしてまいりました。今回、改めて禁煙のすすめと対策について、たばこ税をめぐる問題についての見解をお尋ねするわけでありますけれども、最近になってようやくたばこの体への害や喫煙者マナー、周囲の人への配慮が問われ出し、今や禁煙が当たり前という認識まで高まってきています。受動喫煙を防止する措置を講じなければならないとする健康増進法も施行されました。

一方、国と地方の税財源を見直す三位一体の改革と税移譲論議の中で、たばこ税の取り扱いも焦点になってきました。こういう中で、私どもが思いますのは、健康増進という立場もあるんでしょうし、たばこを吸い過ぎないようにということの注意を喚起するためにも、たばこの袋などにもそのことが、たばこを吸い過ぎないようにというような

ことが出されていますけれども、ただ単に注意を呼びかけていることでありまして、一体幾ら吸うたら害になるんだらうかというようなことがはっきりしているわけではありません。こういったことについての認識はいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者もおっしゃっていただいておりますように、たばこの袋には注意を喚起する文言が表示をされております。その文言につきましては、たばこ事業法という法律の施行規則で、用紙にその文言の表示が義務づけられているところでもございます。

たばこの健康に対します安全ということでは、ニコチンやタールの含有量、たばこの種類で異なってまいります。また、個人の身体状況や生活環境からも違ってきますことから、一概には何本ぐらい、安全基準は何本ぐらいというようなことは一概には言えないということで、その基準を設けることは非常に困難ではないかなということで認識をいたしているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 通告をいたしております内容から多少省略をさせていただいて質問させていただきたいと思っております。

広報いかるがの平成15年の11月号のほけんだよりで、煙草の健康障害とその取り組み目標が示されています。具体的な内容について、簡単で結構ですけれども、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この広報に載せさせていただいております件につきましては、15年度より健康いかるが21という計画をもってたばこにつきましの保健事業に取り組みをさせていただいております。この21計画では、たばこにつきまして、1つとして、未成年者の喫煙をなくす。1つとして、たばこと健康に関する正しい知識を持つ人をふやす。1つとして、人が集まる場所での分煙を進める。1つとして、禁煙をする人を増やすという目標を掲げまして取り組んでいるところでございます。

これの関係につきましては、色々15年度で取り組みをさせていただく中で、まず未成年者の喫煙をなくしていこうということと、たばこと健康に関する正しい知識を持つ人を増やすというような項目と、目標を考えまして、町内の各小学校の6年生並びに各中学校の1年生を対象に、たばこの害等健康に及ぼす影響ということで、保健師とか看

護師が学校に出向きまして、健康教育を行ってきているところでございます。

また、いかるがホールで開催をいたしております「愛と輝き夢フェスタ」におきましても、人形によります喫煙のニコチン、タール蓄積の実験を行いまして、喫煙者に対しますスモーカーライザーによる呼気一酸化炭素濃度測定を行うなどして、たばこの害について啓発もいたしているところでございます。

また、自治会とか婦人会、小地域福祉会等の集会に出向きまして、たばこの害についてもふれた教育等も行っております。これらの啓発をすることによりまして、自分自身、またその吸っている本人の周囲におられる人の健康への影響にも十分理解をしていただくことで、禁煙をしていただく方が増えて、喫煙される場合でもそのマナーを守っていただくようにつながっていくのではないかと、このように期待をいたしているところでございます。

一応、以上であります。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 未成年者の喫煙対策の関係も取り上げておいでになるようですが、これは教育長にちょっとお尋ねしますけれども、現在中学校などでの中学生などの喫煙の状況といたしましうか、そういうものは一体どうなっているのか、あるいは中学校などにおける先生方、教職員の関係の皆さんの喫煙の状況というのはい体どうなっているのか、あるいはその対策なり設備というのはいどういふうに考えられているのかといふことについて、簡単にお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 中学生の喫煙の状況といふことではございますが、本年度におきましては、斑鳩中学校で5名、これは2年生が2人と3年生3人、それから斑鳩南中学校では2名、これは3年生だけでございますが、の生徒が校内及びその周辺で喫煙しているところを発見いたしております。この生徒たちに対しましては、発見の都度本人及び保護者を呼びまして指導を行っていているところでございます。現在、喫煙している生徒いないといふうに聞かしていただいております。

また、地域の方から喫煙しているといふ通報をいただいていることもあるわけではございますが、どの生徒か特定が出来ないといふ場合もございまして、そうした場合には、十分全校に対しまして指導をさしていただいているところでございます。

また、今住民生活部長から申し上げましたように、たばこの害についての、学校につ

きましては、小学校では6年生を対象に、保健センターから赴いていただきまして指導をいただいておりますし、また東小学校の方では、その講習に先立ちまして標語づくりを行うなど啓発を行っているところでございます。

また、中学校におきましても、斑鳩中学校では1年生を対象に保健センターからの指導をいただいております。また、両中学校では、保健体育の授業の中で、養護の先生等々から指導をいただいているところでございます。

それから、職員の関係でございますが、職員もそれぞれの学校に3人から8名という職員が喫煙している状況でございます。現在、各学校でそれぞれの一定の場所で吸うところを決めて喫煙しております。ただ、斑鳩小学校では、全学校敷地内を全面禁煙というような形で実施をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 喫煙の問題と相反する状況にあるのが、たばこ税の関係ですね。

斑鳩町は7町の中でも一番多くのたばこ税の収益を上げています。1億8,000万からの収益ですから、非常に大きいと思うんです。特に16年度予算で見ましても、たばこ税の関係については増収見込みをしているというような状況でありまして、かなり斑鳩町はたばこの煙でもうもうとしているのだなというふう思うんですけども、こういう関係と喫煙を奨励をしていこう、減らしていこう、健康保全のためにという関係と、どう両立をさせて進めていこうというふうにお考えになっているのか、最後に聞かせてください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者の方からもおっしゃっていただいておりますように、確かにたばこ税の関係につきましても1億8,000万ほどで、当初予算におきましても町税収入の約15%ということで占める貴重な財源となっております。しかし、その一方では、たばこを原因とした病気の治療費や労働力の損失など社会的なコストが大きいことも事実でございます。この経済的な損失を考えましても、やはりたばこ対策を積極的に進める必要があると、このようにも考えております。特に未成年者を含めた若い世代に喫煙者が多いということですから、これからの社会を背負っていかねばならない人たち、これから次の世代を育てていかねばならない人たちにこそ、自らの健康というものを大切にしていきたいと、このように考えております。

今後、喫煙率は諸対策の推進によりまして徐々に低下していくものとは考えておりま
すけれども、小売店への影響等につきましても、たばこ税の税率も含めて国民的な議論
が必要ではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 2兎を追うものは1兎も得ずということで、極めて、増収を一方
で見れば、禁煙の関係について、ある程度もう少したばこを消化してほしいという気持
ちにもなるんでしょう。だから、そういうことで極めて施策が中途半端になる可能性と
いうものが非常に強いということなどについても、十分留意をしながら有効適切な方途
を考えてもらいたいということを最後に申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始め
させていただきます。

まず、1番目ですけれども、不審者の侵入に対する対応についてです。このことにつ
いては、去年の12月議会でも質問させていただきましたが、その直後の12月18日
、京都府の宇治小学校で刃物を持った男が校内に侵入し、児童2人に切りつけるという
事件が起きました。この小学校では、大阪府の池田小学校の事件を教訓として、正門
と通用門に監視カメラとセンサーを設置しておりましたが、事件当時はセンサーを切っ
ていた模様です。また、正門、通用門、東門の3つの門も無施錠で、監視カメラにも男
の姿は映っておらず、侵入者には気がつかなかったとあります。

また、翌12月の19日には、兵庫県の伊丹市の小学校で、こちらの方は6年生の女
子児童が男に頭をなぐられるという事件がありました。こちらの学校の場合は、授業参
観と清掃活動で80名程度の保護者が学校に来ており、そこに紛れ込んでいたよう
です。こういった相次ぐ事件に、この学校の保護者などからは、安全管理は一体どうなっ
ているのかという不安の声が上がっていると聞いています。また、ある住民のコメントと
して、学校の出入りが比較的自由なので、普段から不安に思っていたとか、容易に侵入
を許してしまう学校の管理に怒りを感じるというふうに新聞に報道されておりました。

この2つの事件を教訓として、斑鳩町の方ではどういった措置をとられたのか、お聞
かせください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君）　ただいまご質問いただいていることにつきましては、教育行政に携わるものとして、大変苦慮しているところでございます。私たちとしては、一日も早くこうした子どもたちが安心して学校で生活出来るような状況、あるいは環境をつくっていかねばならないというふうに思いますし、また社会全体がそうした意識になっていただくことを願っているものでございます。

また、今、2つの事件のことでございますが、これに共通しているということにつきましては、危機管理意識の低下があるのではないかなというふうに思っています。もう少し具体的に申しますと、今、質問者もおっしゃっておられますように、防犯カメラ等のハード面に対します過信、そして心のどこかで、この学校にはそうした事件は起きない、そういう根拠のない安心感や油断があったのではないかなというふうに思っているところでございます。そうしたことから、センサーのスイッチを入れ忘れてたりというようなことが起こってきたのではないかなというふうに思っているわけでございます。

そして、この事件の発生の直後に、当町におきましても、各学校、幼稚園に対しまして、危機管理についての再検討を行うよう指示を行ったところでございます。

また、本年1月8日に開催いたしました校園長会でも、各小学校、幼稚園に設置いたしております防犯カメラ、あるいは防犯センサー等を点検するように、業者任せだけではなく、各小学校、幼稚園で点検責任者を決めまして、定期的に作動等の確認を行いまして、併せてセンサーが起動した際の教職員の対応につきましても、検討し、学校日誌に記録するようということを指示いたしているところでございます。

こうした状況、指導を受けまして、各学校、幼稚園におきましては、教頭を点検責任者といたしまして、毎月定期的にセンサー等の作動状況及び職員の反応等について点検いたしまして、学校日誌にその記録を行っているところでございます。

また、各学校の門扉につきましては、従来は原則として正門以外の門扉につきましては、閉鎖をしておりましたけれども施錠まではしていなかった状況がございました。それを今回の事件を契機といたしまして、児童生徒たちが在校している間は通常の来校者の入校に支障のない範囲において施錠することといたしております。

特に、斑鳩小学校におきましては、設立以来の慣行によりまして、住民の方々も通行されたような状況もございましたので、また出入り口以外でも通り抜け出来る場所がありますことから、今回、正門と来校者用駐車場に入る門以外につきましては、児童が在校している間は完全に施錠をいたしたところでございます。また、通り抜け出来るよ

うな箇所につきましては、出来ないように一定の設備をさしていただいております。

各学校の施錠していない門につきましても、監視カメラ等による監視、そして教職員による来校者への声かけの徹底等によりまして、不審者の侵入に対応しているところでございます。

その他、教職員に対しましては、危機管理意識を高めさせるとともに、児童生徒自身にも、自分の身は自分で守るという意識をつけさせるよう、再度指導するよう各校長に指示したところでございます。

今後におきましても、この学校は大丈夫ということではなしに、教職員が常日頃からやっぱり危機意識を持ちながら、非常時には適切に対応出来るように指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 素早い対応ありがとうございます。実際のところ、こういった危機的状況を体験した人は少ないと思います。こういった中で危機管理を持つということはちょっと困難かもしれませんが、常日頃から教職員の方一人一人が危機管理意識を持つよう努力していただくことや、他校で起こった事件をどれだけ真剣に受け止めて自校のこととして対策をとれるかということが、そういうことによって学校の安全度は違って来るのではないかと思います。うちだけは大丈夫という思いが危機を招くことに成りかねないので、今一度気を引き締めて学校の安全管理の方よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問です。前回の一般質問で、不審者の侵入を想定した避難訓練について提案させていただきました。町としてその後どういった取り組みをされたのか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 不審者に対応いたします避難訓練ということでございますが、これは先ほども申されましたように、平成13年に大阪教育大学附属池田小学校におきましての児童殺傷事件後開催いたしました町教委主催で教職員を対象といたしました教育講演会でございますが、その中で、奈良県警及び西和警察署のご協力をいただきまして、先生方への護身術等の講習を実施したところでございます。

また、学校現場におきます不審者への対応訓練につきましては、各学校において各教室に設置いたしております防犯ベル等の作動の確認作業等に合わせまして、教職員によ

ります連絡体制の確認等の訓練を実施していたところでございます。その中には、西和警察署の協力を得る中で実施している学校もございます。

しかしながら、児童生徒も対象といたしました訓練につきましては、従来、火災等の際の避難訓練は実施していたところでございますが、不審者の侵入に対する訓練は実施していないというのが現状でございます。

こうした中で、質問者のご提案もございまして、児童生徒を対象とした不審者の侵入に対しましての訓練も必要であるということで、各学校長に学校や幼稚園現場での訓練を実施するよう指示したところでございます。幸いこのことにつきまして、西和警察署も協力を申し出ていただいておりますので、今後西和警察署と訓練の実施内容等、あるいは実施時期につきまして相談を申し上げまして、実施していくことになっております。時期につきましては、来年度の学校行事の中に組み込んでいくこととなりますが、充実した内容の訓練となるように期待をしているところでございます。

また、日常の、先ほど申し上げましたように、日常やっぱり先生方は危機についてすぐに対応出来るようにということで、スリッパで学校内を歩かないというようなことで、靴をはいて常に授業等学校の中を行動するようにということで、学校訪問等いたしました時に指導をいたしているところございまして、ほとんどの先生方が学校在校中は靴をはいて行動していただいているというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ありがとうございます。来年には実施していただけるということで、よろしく願いしておきます。

ところで、この訓練なんですけども、幼稚園と小学校だけなのか。それとも、中学校の方でもやっていただけるのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 西和署の協力をいただくということで、西和署の日程、あるいは状況もございますので、十分その辺等相談しながら、幼・小・中、すべてで実施したいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 中学生ぐらいになれば、相手の方が怖がって逃げていくかもしれませんが、それでも、絶対にないということとは言えませんので、中学校の方でも訓練して

いただけるようよろしくお願いいたします。また、先ほど教育長言われましたように、充実した内容の訓練となるよう期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、これまで幼稚園や小中学校での不審者が侵入した時の対応や避難訓練について質問させていただきましたが、保育所の方ではどのように対応されているのか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保育所での対応ということのご質問でございます。保育所におきましても、大切なお子さんをお預かりいたしておりますので、安全面には細心の注意を払っているところでございます。朝夕の送迎時には、保育士が直接入り口に立ちまして安全確認も行っております。昼間につきましては、出入り口を閉鎖、施錠をいたしまして、部外者の侵入を防いでいるところでもございます。また、来客の方に対しましては、インターホン等で確認をいたしまして、施設内に入ってくださいといった対応で取り組んでいるところでございます。

それと併せまして、警報装置も設置をいたしております。その設備でございますけれども、質問者もご承知をいただいておりますように、平成13年の6月に大阪教育大学の附属池田小学校での事件ということがございました。これを受けまして、保育園でも、平成13年度より非常事態の発生時におきます赤色灯と警報機で園内外へ非常事態発生を知らせる警報装置を各保育室に設置をさしていただきました。さらに、非常ボタンを押すだけで自動的に警察の方へ緊急事態を知らせます非常通報装置も導入をさしていただきまして、園児の安全確保に努めてきております。

また、保育園におきましては、安全管理マニュアルというものを作成をいたしまして、保育園安全管理組織の編成を行いまして、年間計画を策定をいたしております。その中で、年4回安全訓練を行っているところでございます。この安全訓練も、事件発生場所を常に変えて想定をして訓練を行っております。

この訓練につきましては、保育士が不審者に変装して実際に保育所に侵入をし、それを発見した保育士が直ちに所長、主任、保育士に伝えまして、非常通報装置、警報装置を作動させます。警報装置は、実際に作動させますけれども、非常通報装置は、先ほども申し上げましたように、警察の方へ直通になっておりますので、作動させますと警察の方から保育園の方に来られるということがございますので、そのボタンを押すという

動作の疑似体験までその非常通報装置は終わっております。そういうことで、装置を作動させまして園児に知らせ、保育士の誘導によりまして園児を安全な場所に避難をさせますとともに、関係機関に連絡する等、実際に侵入者があった場合を想定して安全訓練の実施をいたしております。

また、通園時におけます安全確保についてでございますけれども、保育園につきましては、園児の送迎をしていただいて、登下園という形でさしていただいております。しかし、保護者の方が勤務等の関係で、体調等健康上の問題もありまして、送り迎えが出来ないような状況になられた時には、代理の方が来られる場合もございます。この場合につきましては、その都度保育士が保護者の方に、間違いはないですかという確認を折り返し電話を入れさせてもらって確認をさしていただいて、その確認をもって子どもさんを代理の方にお渡しするというような状況をつくっております。

施設面におきましては、先ほど申し上げましたような形で、訓練と併せましてそういう設備の作動状況等も点検を行っているところでございます。

まり、両保育園では、延長保育事業を行っておりますので、夜8時まで子どもさんをお預かりをいたしております。この安全確認のためにも、お子さんがすべて帰られた後、福祉課の方で、残っておられる子どもさんはなしで無事に皆さん帰られましたということの連絡も入れるようにということの体制もとってきております。

今後の安全訓練の実施方法でございますけれども、今まで保育士と、そして園児等の訓練だけだったんですけれども、今後は地域の警察の協力もいただく中で安全訓練等の実施が必要ではないかというふうにも考えておりますので、警察との協議をさしていただいて、そういう訓練もやっていきたいなど、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 保育所の方でもしっかりとした対応をしていただいているようで、安心いたしました。しかし、先ほどから言っておりますように、うちだけは大丈夫ということはおもう言っておられません。より一層の努力をお願いしておきます。

では、次に、地震に対する避難計画についてです。

1995年1月の17日、阪神大震災発生いたしました。もうそれから9年たっております。しかし、近い将来かなりの確率で発生すると言われております東海・東南海・南海、この3つの地震あります。特にその中でも、東南海・南海地震については、中央防

災会議の東南海・南海地震に関する専門調査会におきまして、平成15年9月17日に、この2つの地震が同時に発生した場合の被害想定を公表いたしました。これによりますと、発生時刻などでそういった状況は変わるものの、最悪の場合は死者が約1万8,000人ほど、震度6から7の激しい揺れで、約36万棟もの住宅が全壊すると予想されております。また、同調査会におきましては、平成15年12月の6日に、東南海・南海地震対策大綱を決定いたしまして、合わせて1都2府18県、652市町村を著しい地震災害の恐れのある地域といたしまして、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定しました。奈良県も全域にわたって指定されております。この地震がもし発生した場合は、相当な被害が県内でも出るものと予想されます。

そこで、斑鳩町では、地域防災計画を策定されていると思いますが、その中で地震に対する対策をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町の地域防災計画におきます地震についての対策はどうなっているかのご質問でございます。現在、本町で定めております地域防災計画の内容についてまずご説明させていただきます。

本町の地域防災計画につきましては、大きく分けまして3つの項目で構成いたしております。1つといたしましては、総則・災害予防対策、2つといたしましては、地震対策について定めております地震災害応急対策・復旧対策、3つといたしましては、風水害等応急対策・復旧対策となっているものでございます。

ご質問の地震についての対策につきましては、2つ目の地震災害応急対策・復旧対策の中で定めておるものでございます。その内容についてでございますが、参集体制や情報の収集・伝達、災害広報、応援の要請・受け入れ、消火・救助活動、避難所の開設・運営等について、さらに細かく分けて定めておるものでございます。

この対策の元となります地震災害の想定でございますが、本町に最も影響を及ぼすと予測されます大和川断層帯において発生する地震を想定いたしております。

その想定内容につきましては、予測震度が震度5強から6強を想定しておりまして、それによる被害の想定につきましては、建物被害は、全壊が1,212棟、存在棟数の9.2%であります。半壊が2,883棟、存在棟数の21.9%に相当いたします。地震火災につきましては、炎上出火件数が10件発生すると見込んでおりまして、焼失が654棟、棟数全体の5%を想定しております。また、人的被害につきましては、死

者が175人、総人口の0.6%、負傷者が328人、総人口比の1.1%、罹災者が9,960人、総人口比の34.2%、避難生活者が2,674人、総人口比の9.2%とそれぞれ想定しております。

地震対策として定めております主な内容を申し上げますと、まず、地震発生時の組織体制でございますが、震度4の地震が発生した場合、地震災害警戒体制を自動設置をして、災害情報の収集など災害応急対策を実施することといたしております。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合には、町長を本部長とした斑鳩町災害対策本部を自動的に設置して、職員の動員を行うとともに、あらかじめ定めております部署への配備を行い、活動体制を確立することといたしておるものでございます。

このような動員体制によりまして、職員につきましては、休日や夜間等の勤務時間外でありましても、発生した震度に応じて、参集指令を待つことなく自動的に参集することといたしております。

次に、活動内容についてでございますが、地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線等を活用し、人的被害や建物被害等の被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行うことといたしております。

また、併せまして、情報不足による混乱の発生を防止するため、有線放送やFM放送、広報車等により住民の方に対しまして正確な情報を伝えるための広報活動を実施いたします。

次に、応急避難についてでございますが、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合におきましては、住民に対し、避難のための勧告や指示を行うことといたしております。

このような緊急避難といたしましては、住民が勧告や指示を受け避難する場所としての避難所の開設基準についてでございますが、震度5強以上の場合につきましては、避難状況に応じて開設していくこととなりますが、震度6以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合につきましては、速やかに避難所を開設することといたしております。

避難所につきましては、町内の学校、幼稚園等の公共施設を指定しておりまして、合わせまして20カ所を指定しているものでございます。

なお、被災住民の避難先及び被災状況についての情報の相互提供、高齢者や障害者の

方など災害弱者と言われる方々についての情報及び対応について、町内3カ所の郵便局と相互協力体制の協定を結んでいるところでございます。

次に、緊急物資の供給についてでございますが、家屋の破壊、焼失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対しまして、必要な物資の供給を行うために炊き出しや給水活動を行うことといたしております。

なお、緊急物資の供給を円滑に行うため、災害備蓄品といたしまして、アルファ米や乾パン、毛布等の備蓄を行いますとともに、友好都市であります兵庫県の太子町、大阪府の太子町、また長野県飯島町と災害時等相互応援に関する協定を締結いたしております。また、奈良県及び県内市町村と水道災害相互応援に関する協定も結んでおります。また、JA奈良県農協、ジャスコ、敷島製パンと食料や生活必需品の確保に関する協定も結んでおるものでございます。

以上が震災対策として本町の地域防災計画に定めておるものの主な内容でございますが、大規模な地震災害が発生した場合、行政や関係機関だけでは十分に対応しきれないことが予想されますことから、住民自らが、自らのまちは自らが守ると、そういった自主防災体制づくりを推進するため、自主防災組織の育成、支援を行っているところでございます。現在、18の自治会におきまして自主防災組織が設立されているところでございます。

最後に、東南海・南海地震に関します対策といたしましては、現在、質問者もおっしゃっておられますように、国において地震防災対策の基本方針、推進計画、対策計画の基本となる事項を定める基本計画の策定が進められており、計画が示されました以降、防災対策推進地域に指定されました都道府県を中心に地域の推進計画を策定していくこととなります。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 事細かく詳しい説明いただきましてありがとうございます。

ただいま説明いただいたこの中で、緊急時の避難場所として20カ所を指定しているということですが、このことは住民の皆様がよくもう周知のことと思います。しかし、この東南海・南海地震ですね、この地震が同時に発生した場合、相当な揺れが発生すると考えられます。そうした場合、その避難所の耐震性というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 避難所の施設の耐震性についてどうなっておるかというご質問でございますが、避難所につきましては、先ほど町の地域防災計画の中で説明させていただきましたように、町内の学校、幼稚園等公共施設を指定しておりまして、合わせて20カ所を指定しております。

その中で、避難所施設の耐震性につきましては、1981年（昭和56年）に改正されました建築基準法による新耐震基準から申し上げますと、新耐震性基準以前に建築しています避難所施設につきましては10カ所、新耐震基準以降に建築しております避難所施設につきましては10カ所となっているところでございます。

なお、新耐震基準以前に建築しております幼稚園、学校等の避難所施設につきましては、耐震診断、耐震補強工事を順次進めておりまして、斑鳩小学校南館、これは昭和41年建築でございますが、その南館につきましては、本年度耐震補強工事を完了したところでございます。今後も、財政状況を見る中で、耐震診断、耐震補強工事の実施について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいま説明いただきました中で、指定している20カ所の避難所のうち、10カ所が新耐震基準以前に建築されているということですが、この施設はどこになるのか、わかりましたら聞かせてください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 新耐震基準以前に建築している避難所施設につきましては、斑鳩小学校、西小学校、東小学校、斑鳩中学校、斑鳩幼稚園、西幼稚園、東幼稚園、あゆみの家、厚生年金奈良いかるが荘、斑鳩高校の10カ所でございます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） それから、万一地震発生した場合、住民の方が町の指定している避難所施設の他に、例えば地域の集会所等に一時的に避難されることも予想されます。しかし、その集会所は、先ほどの新耐震基準以前に建築されている集会所も多数あるかと思えます。こういった集会所の耐震補強の工事を行う場合、町としては自治会に対しまして補助金等の財政的な支援を考えることは出来ないでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会集会所の耐震補強について、町の財政的な支援を考え

ることは出来ないかというご質問でございますが、集会所の整備に関しましては、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱におきまして、集会所の新築の他増築、改築、修繕、これは既存の建物、または購入した建物の構造部分を、原形を変えずに修復するというところでございますが、そういった中におきまして、それぞれ一定の補助金を交付することといたしております。

ただいま申されております集会所の耐震補強につきましても、この要綱の中で、この要綱に基づきまして補助金の交付を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ありがとうございます。災害を受けて避難したものの、そこで二次災害に遭ったのでは目も当てられません。この耐震工事というのは、時間と費用が非常にかかると思います。また、町の財政状況を見てということもよくわかっております。しかし、その避難する場所が壊れそうでは、やっぱり住民としては安心出来ないと思うんですね。そうしたことから、斑鳩町としても最大限の努力をしていただいて、この耐震工事進めていただけますようよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、8番、坂口議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時36分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

最初に、次世代育成支援についてということですが、これまでも、少子化問題は何とかしなければいけないと、様々な取り組みがされてきました。しかし、9月にも私は一般質問をさせてもらったのですが、平成14年1月に国立社会保障人口問題研究所より、新しい将来推計人口が発表され、少子化傾向に依然歯止めがかかっていないこと、今後も少子化の進行が予測されることが明らかになりました。これを受けて9月に少子化対策プラスワンが発表され、その施策の実効性を高めるための第1弾の取り組みとし

て、平成15年の7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、すべての市町村及び都道府県、さらには301人以上の従業員を有する企業に行動計画の策定が義務づけられました。その取り組みについて町の見解をお聞きします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者もおっしゃっておられますように、平成15年の7月に次世代育成支援対策推進法が制定をされまして、すべての市町村並びに300人以上の事業所に行動計画の策定が義務づけられております。

この計画期間につきましては、平成17年の4月1日から平成22年の3月31日までの5カ年計画をもって対応するということですが、10年の時限立法になっております。22年の3月31日までを前期の計画期間と、残りを後期の計画期間という形で対応をしていくというような形でされております。計画の内容といたしましては、地域における子育て支援、親子の健康、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標・目標達成のために講ずる措置の内容を記したものををもってこの計画を策定するということになっております。

町といたしましては、保健、福祉、医療、生活関連分野に係ります各種支援を総合的に調整、推進をしていく必要がございます。広く意見を聞きまして、調査研究及び検討を行うために、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会を設置をさせていただきました。これに当たりまして、本議会にも条例の制定の議案として上程もさせていただいているところでございます。

本町の行動計画につきましては、策定におきましては、本年度でサービス利用者の意向とか生活実態を把握いたしますためにアンケート調査もさせていただいております。それが一応対象としては、就学前の子どもさんのある家庭から小学生の子どもさんがおられる家庭全世帯を対象にということでアンケート調査を実施をいたしまして、これらの結果を踏まえてこの行動計画に反映をし、また本町の実情等も加味しながら策定をしていくというように考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいまは答弁をいただいたのですが、私もアンケート調査を見せてもらったのですが、アンケート調査によってニーズを把握されるということなんですけれども、アンケート調査自体に問題はないんですけれども、アンケート調査を行う対象というのを、この対象が就学前児童及び小学生の子どもがいる全世帯となっ

ているのですが、どうも対象が小学生以下の子どもがいる世帯に限られている、このことに少し疑問を感じるのですが、小学生までは親御さんとしても比較的子どもにも目が行き届き、子どもも素直に親の言うことを聞ける年頃であると思うのですが、これが中学生、高校生になると、思春期に入り、なかなか素直に親の言うことを聞けず、また目が届かなくなりやすいということから、違った形ではありますが、子育てに苦勞をされている世帯に対しての調査や支援も、この法律の趣旨からすると必要であると考えているのですが、町はこの法による支援が必要とされる次世代という枠をどのように考えておられるでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在子育てをされている家庭、そしてその対象となっている子どもさんたち等が、そういう形で次世代というようならえ方になるかとは思いますが、

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 年齢で言うと、具体的に何歳ぐらい、何歳までを想定されてますか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 次世代の意味からいきますと、年齢どうのこうのというようなことにはならないのではないかと、このようには思いますけれども、一応次の世代を担ってくれるという年齢層ということになれば、当然質問者もおっしゃっておられるような中学生、高校生も入ってくるのではないかなというふうには思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、答弁いただきましたように、小学生以下の世代だけでなく、中学生や高校生、また二十歳までの未成年なども入るとは思います。そういったすぐ先の未来を担っていく若者の層も含め、次世代という枠を幅広く持っていただき、そういった視野で斑鳩町での行動計画の策定に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、今3月議会にも議案として上がっております斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例について、この行動計画策定協議会のメンバーは9人とされているのですが、先日の厚生常任委員会でも報告がされていましたが、その中でメンバー構成についての質問がされており、私も聞かせていただきましたが、メンバー構成の中に若い

世代がないというふうに感じました。私は、このメンバーの中に、学業を卒業し社会に出ている青年や保護者の代表、また学校の先生などにも入っていただくことによって、より次世代に近い視点や実際に青年が直面している問題、またアンケートでは見えてこない子どもの実態なども協議会に反映出来るのではないかと考えますが、そういったメンバーの構成も協議会設置に当たり検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、今のご質問のお答えをさせていただきます前に、中高生の関係につきましても、この行動計画の中で、当然そういう中高生に対します件につきましても検討していくということで考えておりますので、確かにアンケート調査につきましても中高生そのもののアンケート調査は行っておりませんが、行動計画を策定していく中では、中高生も対象にしたものを検討していくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、協議会の委員構成の関係でございますけれども、質問者もおっしゃっていただいておりますように、2月の厚生常任委員会におきまして、どういう委員構成を考えているのかということでご質問もあり、その時に案としての考え方をご提示をさせていただいております。その中に保護者の代表の方も入っておらなかったわけでございますけれども、その後に考えていく中で、保護者の代表の方も入っていただくということで、現在考えて検討させていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、質問させていただいた中には、青年や学校の先生ということも入れさせてもらっていますけれども、これについての検討をお伺いします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、考えをさせていただいている中では、一応若い世代のところまでは入っておりませんが、学校の先生ということで、校園長会の方でどなたかを出していただくということで、今現在委員構成のメンバーとして考えをさせていただいております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 厚生労働省は、次世代育成支援に向けた地方公共団体における行動計画のあり方についての最終報告というのを出しているんですが、その中で、地方

公共団体に期待されることとして、独身青年男女の出会い交流の推進ということを掲げています。若い世代に未婚者が増えている背景には、若い男女が結婚、出産、子育てに伴う家事や育児などの生活上の負担感を大きく意識するために、結婚自体をためらうという面もある。

また、最近の意識調査によると、未婚か晩婚かの最大の原因として、相手が見つかるまでは結婚しなくてもいいという人が多数となっている。結婚に至る出会いの形は、ここ半世紀で様変わりし、50年代には5割を占めたお見合いは、最近の調査では1割を切っている。市町村の中には、こうした状況から、独身青年の男女の出会いや交流を推進するため、イベント等の出会いの場の提供や、青年団体がイベントを開催するための活動費の一部を助成したり、出会いや交流の情報提供を行っている自治体も見られ、こうした取り組みも必要に応じて実施することが考えられるとし、具体的に行っているところとして、埼玉県新座市の社会福祉協議会や長野県の上田市というところで、実際にそういう取り組みを行っているということを紹介しているのですが、さらには以前にも私が一般質問で取り上げました新婚家庭や多子家庭に対する住宅の配慮として、住環境の水準の低さが、新婚家庭や子どもを産み育てることを思い止まらせる制約条件となっているとの指摘もされています。

若い世代の未婚か晩婚かは、少子化に深刻な影響を与えており、また住環境の問題や、一番深刻な問題では雇用問題であります。これらは次世代を育む若い世代への支援として位置づけられており、次世代育成支援というどうしても子育てが中心になり、青年の問題の位置づけが弱くなってしまっている傾向があるのですが、こういった実際に子どもを産む世代、年齢で言うと20代から30代の青年が直面している問題にも、生の声を活かした議論が出来るよう、メンバー構成にも配慮をしていただきますよう要望しておきます。

また、次に、子育てと仕事の両立支援についてお聞きしたいのですが、行動計画の策定が、市町村だけでなく30人以上の従業員を有する企業にも義務づけられていることや、男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育てという視野が幅広くなったということについて、どういった課題が重要になってくるとお考えでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 夫婦が仕事をやめることなく、安心して子どもを産み育

てていくためには、子育てと仕事を両立しやすい社会環境の確立というのが重要ではないかと、このようには思っております。例えば、育児休業、育児時間制度の普及の促進とか、労働時間の短縮等子育てに配慮した労働形態が必要ではないかと。

こうしたことから、当町でも取り組んでおります男女共同参画によります子育ての促進を図りますとともに、関係団体とも連携を密にする中で、今協議会の中でもそういう形での課題として取り組んでまいりたいと、このようには考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 従来の子育てと仕事の両立支援が中心であった少子化対策から発展した、男性を含めた働き方の見直しなど4つの柱に沿って総合的かつ計画的に進める少子化対策プラスワンでは、父親も子どもが産まれたら最低5日間は休暇を取得するなどの具体的な取り組みをはじめ、今答弁をいただきましたように、男女共同参画で子育てに取り組むことが、これからの重要な課題であるとされています。

また、厚生労働省の方針でも、働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民企業への働きかけとして、男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての普及啓発を図るためには、地域全体として気運を盛り上げることが必要であることから、地域住民を対象に男性労働者の育児休業の取得等についての意識啓発や子育てに関するセミナー、会議などを開催し、男女労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくり、そして子育て期における残業時間の縮減、長期休暇の取得の推進、企業内託児施設の整備、配偶者の出産時における休暇の取得促進などを進め、家庭にやさしい企業の普及促進を図ることが必要であると、子育てと仕事をとり巻く環境を総合的にとらえ、市町村が計画の中心になって住民や企業など社会全体が改善に向け全力で取り組むべき差し迫った問題としてとらえなければ、少子化という問題は解決出来ないと判断したからこそ、政府も計画の策定を義務づけるというところまで踏み込んで法を制定してきたという背景を考え、町としても、斑鳩町の根底を支える取り組みと位置づけをしてこの計画の策定に力を尽くしていただきたいと思っております。

また、この法律は、先ほど部長もおっしゃっておられましたが、10年間の時限立法であるということですが、前期、後期を分けて5年ごとの見直しとなっているのですが、これは最初に計画を決めてしまったら、5年間は見直しが出来ないものなのかどうか、計画を進めていく過程では見直しが必要になってくる場所もあると思うのですが、

そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 計画の見直しについてでございますけれども、前期として向こう5年間の計画を立てますけれども、その中で、期間中でありましても、様々な状況の変化とかが生じてきた時に見直しが必要になってこようかと思えます。当然、そういう場合につきましては、適宜計画の見直しというのは可能であるということでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） これから計画をつくっていくということなので、その都度出てくる問題をその都度見つめ直して、計画に反映出来るよう弾力な形で取り組みを進めていただきたいということを要望いたしまして、この質問はこれで終わります。

次に、防災対策についてですが、これは先ほども同僚議員から質問がありましたが、さきの阪神・淡路大震災を超えるかもしれないという規模で東南海地震が来ると言われております。また、この地震については、周期から考えていつ起こってもおかしくないという状況の中、政府も昨年、応急対策活動要領の策定など本腰を入れて東南海地震の対策に乗り出しています。

斑鳩町でも、地域防災計画をもとに、緊急事態における災害対策本部の設置や職員の動員、また各機関の役割の明確化などによって、いざ地震が起こったときに即座に対応出来るように体制を整えていただいているのですが、地域防災計画の中では、住民自らが自らの地域と自らの命は自らが守る、このことが防災の原点であるとうたっております。そのためにも、地域でまとまった防災行動や避難訓練というのは、行政指導を行う中で最も重要な部分であると考えます。

お聞きしたところによりますと、斑鳩町では、他町に先駆けて早くから地域に密着した防災訓練なども行っており、その防災意識の高さは評価出来ると考えておりますが、では実際に自治会や地域に対する指導というのは、どのようにされているのでしょうか。また、各自治会での避難訓練や防災訓練などの取り組みの現状はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 東南海・南海地震に関します対策といたしましては、先ほど坂口議員のご質問にもあり、ご答弁をさせていただいたところでございますが、現在国

において地震防災対策の基本方針、推進計画、対策計画の基本となる事項を定める基本計画の策定が進められておりまして、この計画策定以降に、都道府県を中心に地域の推進計画を策定していくことになっておるものでございます。

そういった中で、自治会等を対象にしました防災訓練についてということのご質問でございますが、本町におきましては、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災を教訓にいたしまして、台風や大規模な地震発生時における初期の応急対策活動の円滑化を図ることを目的に、西和消防組合、奈良県警、関西電力、N T T等の関係機関と連携を図りながら、校区别防災訓練といたしまして、平成9年度から平成11年度にかけて、3小学校区に分けて開催してきたことをはじめ、斑鳩町総合防災訓練、これは平成12年度でございますが、実施、また生駒郡総合防災訓練、平成13年度でございますが、それぞれ実施してきたところでございます。

平成14年度からは、自主防災体制の充実を図るために設立していただいております自衛消防団を組織されている地域を中心に、地域密着型、体験型の防災訓練といたしまして、地区別防災訓練を実施してきたところでございます。

地区別防災訓練で実施しております訓練の内容につきましては、消防署への通報訓練をはじめ、消火器やバケツリレーによる初期消火訓練、心肺蘇生や怪我の応急手当といった応急救急訓練、非常食の炊き出し訓練、消防ホースによる放水訓練といった内容を、実際に訓練に参加をいただきました方に体験をしていただいております。

この地区別防災訓練につきましては、平成14年度が3回、本年度は予定を含めまして2回、平成16年度からは毎年3回ずつ実施していく予定といたしております。

その他、自治会が実施されております防火訓練につきましては、西和消防署他本年度より当町の消防団も指導者として参加していただき、より地域に密着した訓練となるように行っているところでございます。

訓練の内容につきましては、消火器による消火訓練、消火栓を利用した模擬放水訓練等を行っております。なお、防火訓練の実施回数につきましては、平成14年度には16回、平成15年度につきましては、2月末現在でございますが18回実施されております。

本町といたしましても、今後はこういった訓練を通じまして、自治会をはじめとした住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいま答弁いただく中では、広域などの取り組みも行っていただいているようでありまして、広域の取り組みについては、緊急時には他町との連携も大切でありますので、ともに意識を高めるため、今後についても引き続き積極的にやっていただきたいと思います。

また、答弁いただく中で、たくさんの自治会が防災訓練に取り組んでいただいております。またその中で体験も出来るということで、非常に素晴らしい訓練になっているなというふうに感じたのですが、どうも今お聞きしますと、防災といっても防火訓練が主で、地震を想定したものになっているのかなと、少し疑問に思ったのですが、それと避難所については、先ほどの坂口議員の質問の中でも確認は出来たのですが、避難ルートについては、どのような指導をされているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 避難訓練について定めておるのかということですが、大規模な震災時における避難経路についてのご質問でございますが、大規模な地震が発生した場合につきましては、町内のいずれかの道路、橋梁等が破壊または建物等の倒壊による障害物等により避難経路が寸断されることが予測されるものでございまして、非常に困難であると考えております。

このことから、特定の避難経路については、地域防災計画の中では定めておりませんが、町広報紙や地区別防災訓練時に配布いたしますパンフレットにおきまして、日頃からの安全対策のポイントといたしまして、災害が発生した場合の避難経路を各自で確認していただくように周知しているところでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 防災計画の中には、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知する。また、避難地、避難路の安全性の向上を図ると、このように書いてあるのですが、今答弁いただきました中では、実際に地震が起こった時というのは、どこが安全であるかわからないので、判断は住民さんの方で自らしてほしいということだったと思います。では、それはそのように理解をさせていただきます。次の質問ですが、災害弱者対策について、以前にも一般質問されていたのですが、その時には具体的な内容が見えないとしてその時取り上げられておりましたので、それについても少しお聞きをしたいと思うのですが、その時の答弁の中では、災害弱者対策として3点について答弁をされております。

1点目は、災害弱者自身の能力向上を図ること、2点目は、災害弱者の身になって避難システムや情報システムを点検すること、3点目は、地域での災害弱者へのバックアップ体制の整備を図ること、以上大きくこの3点と、さらにその中で細かいことを、具体的なことなどを詳しく述べられていたのですが、年々高齢化が進む中、独居老人なども増えていることから、こういった災害弱者対策の比重が高くなってきており、いざ大地震が来るかもしれないという中で、現在具体化され活用出来るものとしてはどのようなものがあるのか。

また、先ほど坂口議員が質問された中には、郵便局3カ所と協定を結んでいるということをおっしゃっていただきましたけれども、実際災害時には災害弱者に対して郵便配達員さんですかね、その方が見回りに来てくれると思うのですが、その配達員さんというのは現在何名おられるのかというのが、分かったらお聞きしたいと思います。それも含めまして、災害弱者対策につきましてお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 高齢者一人暮らしの安全対策の対応はどうかということで、以前は3点ということで答弁をさせていただいておったところでございますが、そうした中でもバックアップ体制ということで、いわゆる高齢者の一人暮らしや高齢者の方々の安否確認ということも重要なポイントでございまして、これにつきましては、地域の民生児童委員や小地域福祉会の方々や、また在宅介護支援センター、また当町の事業といたしまして配食サービス事業や愛の訪問事業、これは乳酸菌飲料を配達という中でございますが、そういったことを通じまして日頃から生活状況を見守っていくということで、そういった活動をしていただいております。

そういった中で、郵便配達の関係につきましては何人ほどおられるかという話の中には、当町としてはその関係については、いわゆる郵便局の方でやっていただいておりますので、その人数については現在のところ承知いたしておりません。

また、日常生活においては、緊急事態が発生した場合につきましては、速やかに安全を確保するために緊急通報装置を設置する等、地域ケア体制の充実に努めているところでございます。

防災体制につきましては、災害時には、斑鳩町地域防災計画に沿って、地域住民組織等と連携をとるなど、地域ぐるみの支援体制づくりが重要でございまして、今後もそういったことについての一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、質問させていただいた中で、避難システムや情報システム点検とバックアップ体制がとられているということはお答えいただきました。

また、1点目の災害弱者自身の能力向上を図ること、これについては以前にも答弁をいただいておりますので、また後日で構いませんので、これについても返事をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、緊急通報装置というのが今答弁いただいた中であつたのですが、どういふものかというのは、私もある程度は知っておりますが、ボタンを押せば警備会社に連絡が行くというものだというふうに把握しているんですけども、例えば地震が起こったときというのは、皆さん一斉にそれを使われる可能性というのもあると思うんですけども、そういった時には対処など出来るのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一斉にそういうことで集中をしますと、当然対応は、一般的に考えますと不可能ではないかなと。といいますのは、電話でも、災害が発生したときに電話が集中してかかりにくくなつたというようなことも聞いておりますので、そういう状態に陥るのではないかなと考えておりますけれども、そういう状態が、まだ委託をしております業者にその辺の点についても細かいところまで確認をさしていただいておりますので、そういう事態が生じないのか生じるのかということも確認をする中で、そういうそしたら対応がとれるのかということも確認をさしていただきたいと思つています。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、今後そういったことも想定出来ると思つていますので、その対処についても検討いただきたいと思つています。

また、地域ぐるみの支援体制づくりにあわせて、逆に災害弱者の方に対してもそういう体制がとられているということを知っていただくということで、災害時における連携などもスムーズに行われると思つていますので、今後につきましても、そういった形で体制づくりに臨んでいただきたいと思つています。

また、災害時には、お互いが助け合ふということも含め、日常からの心構えや災害時における予備知識があるかないかによって被害を大きく左右すると考えられるのですが、そういったことに対する住民周知などはどのように予定されているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 災害に備えての日頃からの心構え等の住民周知はどうしているのかというご質問でございますが、本町といたしましては、町広報紙におきまして、毎年1回、災害に備えての安全対策のポイントとして、避難場所や避難経路の確認、懐中電灯やラジオ、数日間の飲料水や食料の確保の必要性、避難に備えての非常持ち出し品の準備等について周知をさせていただいているところでございます。

また、先ほどご説明させていただいた中にも申し上げておりましたように、地区別防災訓練におきましては、参加者に当日配布いたしておりますパンフレットにおきまして、日頃からの備えを万全にと題しまして、家庭内での備えとして、1つとして、家族一人一人の役割分担を決める。2つといたしまして、家の内外の危険箇所をチェックする。3つといたしまして、家具等転倒落下を防ぐ安全な配置を考える。4つといたしまして、災害時の連絡方法や避難場所を確認しておく。5つといたしまして、非常持ち出し品のチェックと定期的な点検をとして、携帯ラジオ、懐中電灯、救急医療品、飲料水、非常食、その他の生活用品といった非常持ち出し品、非常備蓄品のチェックリストを掲載し、災害に備えての日頃の心構えについて周知を図っているところでございます。

今後も、広報紙や防災訓練等を通じまして、防災対策について周知を行ってまいりまして、住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。そういった普段からの災害に対する準備と心構えがあれば、いざ地震が起こったときにも最小限の被害で食い止めることが出来るので、今、部長年1回行っていただいているということなので、引き続き住民周知の充実をより一層図っていただきたいと思います。

また、最近では、ホームページなどで、地震が起こった時の行動マニュアルというのがイラスト付きでわかりやすく紹介をされております。地震が起こってから1分後、3分後、また5分後、そして10分後から数時間後というように、大きな地震では余震にも注意しなければいけないので、段階的な状況を想定して、東南海地震の被害が想定される各自治体が、避難所の紹介も兼ねて住民に対し啓発を呼びかけています。

また、この近くの岸和田市などでは、災害時における安否確認マニュアルの作成検討委員会をつくったり、その他にも災害時のNTTの災害用伝言ダイヤル活用のお知らせ、これや、避難する際には家族が心配しないようにドアに避難場所を書いた紙を張って

から逃げるなど、住民から災害時にはこんなことが役にたつという意見を募集し、それを掲載するなど、このように言い出したら切りがないのですけれども、様々な取り組みがされています。斑鳩町としても、ホームページの活用も含め、住民にわかりやすい町独自のマニュアルの作成を検討していただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

また、先ほどから、いざ地震が起こったらということで色々質問させてもらっているのですが、これは普段からもきちんとなされていると思うのですが、確認の意味でお聞きしたいのですが、学校や幼稚園、保育園、これらの授業中や保育中に地震が起こったときの対処は、防災計画ではどのようになっているのでしょうか。特に、先ほどお聞きしますと、幼稚園などは3つとも耐震構造になっていないということですが、こういうことだと、大地震の際にはどれぐらいまで子どもをそこにとどめておくことが出来るのか。また、避難しなければならないとなったときに、小さい子どもをどのように避難させるのか、これらにつきましても防災計画ではどのように規定はされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地域防災計画の中で、学校等における避難訓練についてどのように定めているのかということでございますが、また避難訓練を行っているのかというご質問でございますが、地域防災計画上の位置づけといたしましては、総則・災害予防対策の第2編、災害予防対策第3章の地域防災力の向上、第1節の防災意識の向上の中で、学校等における防災教育としてその内容を定めておるものでございます。内容につきましては、学校において、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施するとして、避難場所や避難経路の場所、災害についての知識等の教育とともに、学校等における訓練の実施を定めております。

避難訓練の実施状況でございますが、本年度は予定も含みまして、保育園では月1回ということで年間12回、幼稚園、小学校では各学期ごとに1回、年間3回を基本に、中学校では年1回を実施しているところであります。先ほど申し上げました、それぞれの発達段階に応じた訓練を現場の方で実施していただいているものでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、定期的に避難訓練などは行っているというふうに答弁をいただいたんですけれども、地震が起こった時のその時の段階におけるマニ

アルですね、先ほどお聞きしましたところ、ちょっと間違っていたら訂正していただきたいんですけども、震度5などでは避難所は開放しないというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、耐震構造がされていないところで震度5を超える震度6などの地震が起こった時に、逃げ方ですね、耐震されていないとわかっていたらやっぱり逃げなアカンと思うんですけども、そういったところのマニュアルというのは、あるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったことについての状況判断につきましては、各学校長での指示のもとにされるものということで認識しておりまして、ただ先ほど耐震構造になってないというだけでなく、耐震基準に合っていないということをございまして、そういった中でやはりその時の状況に応じたそれぞれ現場での長の判断に基づいてしていただくということになっておりまして、それぞれそれに応じた訓練もされておるといこととございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それじゃ、耐震構造になっていないという発言は訂正させていただきます、小さいお子さんなんかは逃げられる時に、やっぱり先生1人だけという形では、なかなか引率出来ない。そういった中では、保育園の先生に少しお話を聞かしてもらった中では、近所の方にいざという時には応援も頼む体制をとられていることを少しお聞きしていたのですが、またやっぱりそういう災害時の対応を考えたマニュアルというのを、これはぜひ必要であると思いますので、特に小さいお子さんを預かっている責任がある行政としては、より子どもさんなんかの安全もしっかり責任を持って災害などに対応出来るよう、今後も地域防災計画の充実を図っていただきたいということ最後に要望いたしましてこの質問は終わります。

次に、国道25号線の危険な箇所認識についてというこの質問なんですけども、この25号線の問題につきましては、過去にも、平成12年に松村議員が一般質問で、6月、9月、12月と連続で3回も取り上げられており、その時にも、国道沿いの電柱が危険であると指摘をされております。また、町の答弁の中では、電柱の管理を行っているのは関西電力、NTTであり、国道の管理は当然国の責任であります、町内の危険箇所として町も問題意識を持って改善を図ろうとしており、議事録を読む中では、電柱の地中化や移設、さらには2本ある電柱を1本化するなど、様々な角度からの改善につ

いて、関西電力や国と協議を図るなどご苦勞をいただいておりますが、改善するのは非常に難しいというのが当時の町の見解であったと思います。

しかし、住民の皆さんからの改善の要望も強く、特に竜田大橋から猫坂までの間にあります2本の電柱につきましては、とりわけ危険であると思われることから、先日関西電力からも担当者に来ていただき、現地を調査してまいりました。ご存じであるとは思いますが、あそこは本当に歩道らしきものがあるといっても、人が歩くのに1人分のスペースがあるかないかです。その1人分あるかないかのスペースの真ん中に電柱が立っており、それを避けて通ろうと思うと、一旦車道に出なければいけないので、非常に危険であります。調査に行った当日も、小学校から帰ってくる子どもたちが、下校時の通路としてそこを利用していました。夕方で少し雨が降っていたのですが、傘をさしながらその電柱を避けようと、車と車の合間を見て車道へ飛び出す子どもたちや、またそこを自転車を通る方も、一旦自転車から降りて同じように車道へ出なければいけない。このような現状を見て、やはり何とかならないものかと思うのですが、立ち会っていただいた関西電力の担当者の方にお聞きすると、当時の見解と同じで、その電柱を地中化するということでは、ある程度スペースがないと無理であるということなのですが、電柱の移設に関しては、移設場所が確保出来るのならば、電線の長さなども考える中で、若干であれば動かせないことはない、このように返事をいただきました。

質問の中では、その後の進展はということで書かしてもらっていますけれども、こういった段階を踏まえて現状の改善に向け新たにご検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の国道25号、竜田大橋詰めから東方面に向けての狭隘なところにある電柱の地中化及び移設ということで、議員が申されましたように、過去にも一般質問をいただいております。その時にも、現状として移設は難しい状況でございました。

ご指摘のあの箇所につきまして、関西電力の担当の方とも現地調査をなされたということですが、特にご指摘されている2本の電柱についてですが、これは移転の場所等も考えれば非常に困難であると、このように考えております。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたように、特に降雨時で傘をさして、そういった場合には、歩行者にもかなり危険があるということでもございますので、町といたしましても再度確

認を行う中で、国道25号の管理者、そして関西電力等に対しまして、移設が可能であれば、技術的なことも含めながら協議をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 斑鳩町の現状を考えますと、25号線の歩道整備など歩行者の安全確保として根本的な解決というのは、時間をかけてもやっていただきたいと思うのですが、それはすぐには出来ない現状もありまして、現時点で実際にそこを利用される歩行者や自転車の方もおられますことから、少しでも危険を取り除き、安全確保に向け町として尽力いただきますことを強く要望いたしまして、この質問は終わります。

それでは、次に、安全対策についてということですが、以前にバリアフリー法が制定され、その後障害者の方と一緒に町内を歩き、歩行が困難なところなど問題のある箇所を調査されたと思うのですが、その時どういった取り組みをされ、またその調査後の経過というのはどのようになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の調査でございますが、これは平成11年度に16団体の協力を得て、実行委員会を組織し、平成11年5月26日に、いかるがホールからJR法隆寺駅、それと南都銀行駅前出張所前の交差点から法隆寺南大門の2つのルートで、身体障害者の方々にもご参加をいただき、だれもが安心して利用出来る歩行空間の実現を目指すために、交通安全総点検を実施したところ、措置が必要な箇所として42カ所が指摘されたわけでございます。点検結果及び改善計画につきましては、第2回の実行委員会におきまして、協力団体等代表者の方々に資料を提出し、ご報告もさせていただいております。

そして、その後の進捗でございますが、42カ所のうち、現在まで11カ所につきまして補修等の改善が出来たところでございます。ただ、残りの箇所につきましては、現場等により改善が難しい状況にもあります。総点検の実施後数年が経過していることから、現場の状況変化も考えられますので、再確認を行いながら可能な範囲において対応してまいりたいと考えております。また、他の場所においても、要望等がありましたならば、現場確認を行いながら対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） この取り組みですね、私、議員になって間もないんですけども

、こういった取り組みをされたというのが、これは素晴らしいことだなあとと思います。バリアフリー法の基本方針でありますノーマライゼーションの理念に沿って、障害者の方が社会参加をするためには、まだまだ改善しなければいけない危険な箇所や、1人では歩行困難な箇所がたくさんあります。そういった箇所は、健常者の視点からだけではなかなか見えてこないということから、実際に障害者の方と一緒に歩き、その声を聞くという姿勢は、町の施政方針の第1の柱として掲げております「ともに生き心ふれあいまちづくり」にも合致したものであると考えます。

また、調査で上がった42カ所のうち11カ所までが現在改善されているということですが、答弁をいただきましたように、点検後数年が経過していることから、再度確認を行い、改善出来るところは早急に対応していただきますよう強く要望しておきます。

また、新たに発生した問題につきましては、随時対応していただけるということですが、補修改善の進捗状況も鑑みの中で、取り組み自体につきましても、今後ぜひ促進を図っていただきたいと思えます。

さらに、今、お聞きした答弁の中で、第2回実行委員会において調査に協力いただいた団体の代表者の方に資料提出という形で報告をされていると言っておられたのですが、そのときに参加をされた障害者のうち、一人の方から、自分の挙げた要望に対して改善される様子もないし、またそれに対する返事も返ってこないがどうなっているのかと、こういった声を聞いております。その方は、目の不自由な方で、その調査を行った際に、県道大和高田斑鳩線の南都銀行の前の交差点信号を音声信号にしてほしいという要望を挙げておられたのですが、その後の対応についてはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問の件でございますけれども、当日の交通安全総点検にも環境対策課の職員も出席をいたしておきまして、先ほど北村部長の答弁にもありましたように、点検後の会議には、所轄の警察の方も出席をしていただいて要望に対してお答えをさせていただいたところでございます。

ただ、ご指摘をいただいております場所での要望につきましては、当日のチェックシートにも記録がなされておられませんし、その後の会議でも要望がなされておらないということでございます。交通安全総点検におきまして、そういう信号の関係であったのは、いかるがホールの北側、三代川沿いの交差点の信号について、視覚障害者用の信号機

に変更してほしいと要望でございました。その要望につきましては、その後の会議におきまして、所轄の警察からこの設置は難しいということで回答もされております。

しかし、ご指摘の交差点の視覚障害者用の信号機の変更につきましては、県道のところに、平成13年の1月ごろだったと思うんですけども、大型スーパーの進出がありまして、それにあわせて住民の方からの声として、当時議員でもありました方からご要望もいただいております。それが初めてでありまして、この交差点につきましては、交通量の多い交差点でもございますので、またスーパーの進出、観光客の増大などから見ますと、この交差点を利用される方が多くあり、また障害者、高齢者などの方への配慮した交差点の改良が必要であると、我々の方も判断をいたしまして、平成13年の2月の26日付けで所轄の警察署長あてに、視覚障害者用信号機の設置を町の方から要望をさせていただいております。しかし、現実には、この変更で要望しておりますけども、視覚障害者用の信号機への変更は、今現在はされておらないというような状況ではございます。

ただ、視覚障害者用の信号機といった特殊な信号機につきましては、国の補助事業で設置をしていくもので、奈良県の県警本部でも優先順位を付けまして国へ補助申請をされております。このような設置希望、要望というのは各地で多く出されますことから、すぐに住民の方々の要望に応えるということは出来ておらないような状況でございますけれども、町といたしましては引き続き、今ご指摘の交差点のところでの視覚障害者用の信号機への変更ということで要望は続けていきたいと、このようには思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、答弁いただいたんですけども、その調査を行った際には、南都銀行前の交差点については当日チェックをされてないということですが、私がお聞きしているのは、その方は、毎日ではないんですけども、大阪へ仕事へ行くのに、JR法隆寺駅を利用されており、駅への通勤路としてその交差点を通るのですが、目が不自由なため音声信号をつけてほしいということで、その調査を行った際にそのことを要望したとはっきりおっしゃっているのに、なぜ当日の問題箇所としてそこが挙がっていないのか、非常に疑問に思います。その件につきましては、また後日環境対策課の方で一度、当時の資料なども含めて確認をさせていただきたいと思います。

また、音声信号設置の要望としては、先ほどおっしゃっていましたが、別の方面から

ではありますが、同じ意図も含め町に声が届いており、町としても平成13年2月に所轄の警察署長あてに要望書を提出されているが、まだ設置がされていないということがあります。先ほどから言っておりますように、目の不自由な方が実際に通勤のためにそこを歩いており、設置されるのを待ち望んでおられるという現実をここで改めて確認をしていただき、先ほど答弁いただきましたが、引き続き設置に向け努力いただきますよう強く要望しておきます。

あと、ちょっと時間がないんですけれども、先日の2月25日にパークウェイの400メートル道路が開通をしたということでセレモニーをされたんですけれども、その時声があったと少し聞いているのですけれども、そのパークウェイの歩道に点字ブロックがないということですが、この点字ブロックについての考え方を少しお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 点字ブロックは、奈良県から示されています奈良県住みよい福祉のまちづくり条例設計マニュアル、そして国土交通省道路局から示されております道路の移動円滑化整備ガイドラインでいうところの視覚障害者誘導用ブロック、これに該当すると考えております。

条例等で当該ブロックは、「主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる」ということになっておりまして、設置場所といたしましては、駅またはターミナル、視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ歩道となっております、視覚障害者の歩行が多い、1つにはバス停留所及び公共施設の出入り口部分、そして2つには、横断歩道または立体横断歩道の直前に敷設するのが望ましいというふうにされております。

いかるがパークウェイのモデル区間におきましては、このような基準に基づき計画された結果、町道405号線、これは当麻道ですが、との交差点に設置されている横断歩道の直前に敷設されたところでございます。

モデル区間の事業は、このモデル区間の事業といいますのは、道路を利用いただき、利用者の皆様方の多くの意見をお聞きし、今後の整備に活かしていくものでございますので、今後いただける多くのご意見を参考にさせていただけるものと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

(午後零時 休憩)

(午後1時 再開)

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の家族介護支援サービスの充実についてであります。急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや痴呆の高齢者の急増、また家族の介護負担などの問題から、高齢者の介護は老後の最大の不安要因となっていることは、周知のとおりであります。

当町におきましても、高齢者保健福祉施策の基本となるべき計画として策定され、斑鳩町介護保険事業計画、老人保健福祉計画に基づき、高齢者の方が安心して暮らせる地域社会を目指し、またその実現のために取り組んでいただいていると思います。計画書の中に、より快適で質の高い、そして豊かでゆとりのある新しい時代の要請や、町民の多様なニーズに応じた保健福祉施設を進めるとあります。また、町長の施政方針の中に、介護サービスの適正な利用促進を図り、より一層のサービスの充実に努めると述べられております。町として、この新サービスによく考えて取り組んでいただいていると思いますが、介護の要望は時とともに変化することから、それに応え実現していくことは、今最も求められていると私は思います。

そこで、まず初めに、家族介護支援サービスの現状についてお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当町では、高齢者を介護されております家族などの様々なニーズに対応いたしまして、各種サービスの提供を行っているところでございます。高齢者の方を介護されております家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図りますとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に様々な家族介護支援サービスに取り組んでいるところでございます。

まず、サービスの種類でございますけれども、65歳以上の寝たきりで常時失禁状態にあります方に、所得制限を設けてはおりますが、紙おむつ等の支給を実施をいたしております。これは、国、県の事業、町単の事業、3つの事業がございます。その他に、痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見出来るシステムの使用料を助成をいたしま

す徘徊高齢者家族支援サービス事業、要介護度4または5の高齢者を在宅で介護をされている家族に月額5,000円の手当を支給いたします介護手当支給事業、同じく要介護度4または5の高齢者の方が介護保険のサービスを過去1年間利用されなかった場合で、在宅で現に介護をされている住民税非課税世帯の家族の方に対して、年額10万円を支給いたします家族介護慰労事業などを実施をいたしているところでございます。

また、この他に、社会福祉協議会に委託をして実施をしている事業といたしまして、介護者に対し、介護方法や介護予防、そして介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得していただくための教室の開催をいたしております。これは、家族介護教室という教室でございます。また、介護者を介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用して介護者相互の交流会にも参加するなど、心身の元気回復を図ることを目的として家族介護者交流事業等の実施をいたし、介護家族の負担軽減を図っているところでございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 町としては色々取り組んでおられる中で、今までに支援サービスについての相談、あるいは苦情、要望等がありましたでしょうか。それについてお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私が知り得る範囲の中では、そういうことで窓口に対してのそういう苦情等というようなことは聞いてはおらないんですけども、万が一苦情等がありましても、そういうことでご利用されている方等のご意見もお声もお聞きする中で、改善に向けた取り組みはさせていただいていると、このようには思っております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） それで、この家族介護支援サービスについての最近のアンケートといいますか、あればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 利用状況という形でよろしいんですか、それともそういうことで、利用者の方のお声を聞くという。

介護保険事業計画を策定いたします時に、色々こういう、65歳、ちょっと年齢的には忘れましてですけども、方を対象にして色々なサービスのことについてお聞きをさせていただいた経緯もございます。そういうことで、それらをもって介護保険事業計

画を立てるときに、それらを参考にもさせていただく中で、色々とさせていただいております。

そして、第2期の計画を立てる前にも、現在介護保険をご利用になってない高齢者の方々に対しましても、今後もしもそういうことになればというようなことを、どういうサービスをご利用になるか、また今現在そういうことで介護保険にかからないサービスをご利用になっているかということの調査もさせていただいておるようなことはあったということでご理解いただきたいと思えます。

利用状況でよろしいでしょうか。利用状況ということでお答えをさせていただきますと、誠に申し訳ないんですけども、まだ年度末を迎えておりませんので、16年の2月末現在ということでお答えをさせていただきたいと思えますけれども、先ほどお答えをさせていただいております紙おむつ等の支給の関係でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、国と県と町という各それぞれの事業で、合わせまして111人の方、そして徘徊高齢者家族支援サービス事業では3人の方が、家族介護手当支給事業では75人の方が、家族介護慰労事業では2人の方が、そして家族介護教室では延べ125人の方が、家族介護者交流事業では4人の方のご利用となっているような状況でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後、また詳しいアンケートをよろしく願いいたします。

次に、先ほどありましたように、紙おむつの件なんですけども、介護用品の中でも特に身近で常時着用しようとするのが紙おむつであります。現在決められた4タイプ1種類の紙おむつが支給されていると思えます。

そこで、介護用品の取り扱いについてお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この事業につきましては、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、国の事業、県の事業、町単事業という形で取り組みをさせていただいております。県の事業といたしましては、61年から所得制限を設けまして、県が指定した事業者から対象者宅に直接おむつという現物を支給をされている事業でございます。

その後、平成元年に町の事業として、県の方で所得制限を設けておりますけれども、その所得制限の1.5倍ぐらいに相当する所得制限という設定ではございますけれども

、そういうことで事業を開始をさせていただいております。平成12年には、県の対象事業者となる方のうちで、要介護4または5の方で住民税非課税世帯の方が国庫補助対象ということで取り組みもされております。

この事業につきましては、質問者もおっしゃっていただいておりますように、4つのタイプがございます。フラットタイプということで1つ、そしてパンツタイプということで1つ、リハビリタイプということで1つ、そして尿取りパットということで4つのタイプでもってこの紙おむつの補助事業という形で取り組みがなされているところでございます。その他に、パジャマの支給とか寝巻の支給とかおむつカバーの支給ということもございますけれども、この支給に関しましては、原則1種類の支給ということになっているところではございますけれども、希望者の方におかれまして、枚数調整をされますと、2種類までは併用が可能ということになっております。各々のタイプで1月当たり何枚ということで規定がされておりますので、それらをうまく振り分けていただいて、どうしても必要な方につきましては2種類までが併用可能というような状況になっております。

そういうような形で取り組みをさせていただいております。県の方では毎年入札を実施をされておむつの支給される業者を選定をされているような状況でもございます。ただ、町の方にいたしましても、町単事業として取り組む中で、県の事業と整合性を図るために、同じような形で町の方としても、紙おむつの支給事業という形で取り組みをさせていただいているということでございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 私自身、今回のこの質問に入るに当たって、色々と排泄介護の情報について調べたんですけども、まず介護用品の取り扱い店というところで調べたんですけども、今申されました尿取りパットや失禁パンツ、種類なんですけども、だけでも一般に220種類という種類があるんですけども、ここの店に来られた来店者の方が言われるのには、1つは、お母さんのおむつの相談に来ましたということで、恐らく介護、65歳以上の方のお母さんだと思うんですけども、それが1つ。それと、サービス利用者からおむつの相談を受けたと。そのために情報を集めに来ました。また、今使っているパンツのタイプのおむつよりも安心出来るパンツを探しに来たと。恐らく現在使用しているおむつに対して少なからず不満があり、ここに求めに来られたと私は思うわけですけど、介護の多様なニーズに応えるべく手を打つ必要があるのではないかと、私

は思うわけです。

そこで、私の要望といたしまして、今部長が言われましたように、4タイプ、1種類原則で2種類併用ということでありますけれども、少なくとも数十種類といたしますか、そういう形で支給の方お願いしたいというのが私の要望でありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町単事業を実施をさせていただいている中で、県の事業とも整合性をとっていくということも必要な面もございますので、その辺につきましても、今質問者がおっしゃっていただいているようなことにつきまして、県事業との関わりも出てまいりますので、そういう形で県の方にも、利用者の方のことも考えることから、県の方に要望して実施出来るような形でも要望をしていきたい、このように思います。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よろしくお願いたします。排泄ケアというのは、人の尊厳にかかわる大事な部分であり、また今最も求められていると私は思います。今後もさらにきめ細やかな生活介護支援サービスを心がけて、介護の立場で最も適した介護用品の提供をどうするべきかを考え、介護者が安心して使用出来る介護用品の内容の充実に努めていただきたいと要望いたしまして、次の2番目の質問に入らせていただきます。

新道路整備5カ年計画についてであります。現在町内主要道路のネットワークを図り、安全性や快適性を重視した道路、交通体系の整備として、平成11年度より道路整備5カ年計画が実施されてきております。工事の進捗状況は、昨年12月時点において4カ所が完了したと聞いております。また、平成16年度より新規計画路線も追加され、計画を実現する上において、地元の地権者並びに住民の方々のご理解とご協力を得られるように努力されていると思います。

そこで、現在での進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 道路整備5カ年計画の現在における進捗状況でございますが、まず平成15年度までの計画では、平成14年度の間見直しにより、路線の追加を行いまして、18路線について取り組んでまいりました。先ほど議員がおっしゃられましたように、完了がうち4路線となっております。

今後、平成16年度より、新規計画といたしまして継続として取り組んでいくものが9路線、新規として取り組むものが2路線、計全11路線を対象に今後整備を進めていく予定でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、申されましたように、今まで18路線についての取り組みの中で、完成しているのが4路線、工事継続中が、今ありましたように9路線、残る5路線については休止となっていますが、その原因は色々、地権者、また住民との気持ちが合わないとかいう原因があると思いますが、今後も地権者と地元のご理解とご協力を得られるように、なお一層わかりやすい説明とその休止になった原因の分析をしていただいて、実現に向けて粘り強くお願いいたします。

次に、継続中の9路線の中で、一番計画延長が長く、また各関係機関との協議があり、難航されると予想されることから、町道の435号線、すなわち大和川堤防線の計画概要について、今後の参考になるのでお聞きしたいと思います。

その中で、今回5項目挙げておるわけなんですけども、1つは、計画の目的について、2つ目は、主要な設計条件について、道路区分、計画交通量、設計速度、道路幅員、3つ目は、交通安全施設及び管理施設の設置について、4つ目は、道路構造物築造に伴う制限について、5つ目はその他があればよろしくお聞きいたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご質問の大和川堤防線、これは町道437号線かと思いますが、これの計画概要について、まず1点目の計画の目的についてご説明申し上げます。

当該路線は、目安自治会からの要望により、大和川堤防敷の占用を受け、昭和52年6月に町道認定を行った経緯がございます。当時、河川管理者より占用条件として拡幅整備を行うこととなっており、今日まで暫定的に待避所を2カ所設置してきたところがあります。

また、近年の交通事情の変化に伴いまして、当該路線におきましても、年々通過車両も増加しておるところから、転落等の事故が多発しております。そういったことで、交通の円滑な流れを確保することにより、安全性を図るために計画しておるものでございます。

次に、2点目の主要な設計条件、道路区分、計画交通量、設計速度、道路幅員につい

てでございますが、まず道路区分でございますが、これは道路構造令による第3種第4級道路で計画をしております。

次に、計画交通量でございますが、これは平成13年10月3日の7時から19時の間で、御幸大橋北詰で行いました交通量調査の結果に基づきまして、日当たり1,500ないし4,000台を想定し、計画しております。

次に、設計速度でございますが、時速30キロメートルといたしております。

最後に、道路幅員でございますが、車道が2車線で計画しております、1車線は2.75メートル、路肩を50センチの6.5メートルを基準としておるところでございますが、現在までの河川管理者との協議によりまして、堤防の保護路肩としてさらに30センチを設けまして、全幅が7.1メートルの計画となっております。

次に、3つ目、交通安全施設及び管理施設についてでございますが、まず交通安全施設といたしまして、地元より転落防止柵及び看板等の設置についての要望をいただいております中、河川管理者との協議の中で、その設置につきましては、河川管理上の問題があり、基本的には設置が難しい状況でございます。しかし、交通安全施設である看板等につきましては、地元協議の中で今後意見を伺いながら、河川管理者及び公安委員会とも協議をし、検討をしてみたいと考えております。

次に、道路構造物築造に伴う制限でございますが、道路計画といたしましては、河川区域内及び河川保全区域内であることから、構造物につきましては、工作物設置許可基準、河川管理施設等構造令等に基づきまして、概略設計を基に河川管理者とこれまで協議を行ってきておりました、河川定規断面を侵さない範囲での整備となること、また擁壁等の構造物設置に伴う高さ制限としては、見え高が1メートル以下となっております。今後、さらに整備の内容につきまして、河川管理者との協議を重ね具体化してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 1つ目の計画の目的についてということでございますけれども、実際また住民説明会の折には、もっと詳しく、自治会の人にわかりやすく説明していただければと思います。

2つ目については、4点ありましたけれども、特に計画交通量というのが、やっぱり車が通るといことで、事故等の心配をされるというのがありますんで、この辺は、今、

言われましたように、1,500から4,000台ですね、ものすごう開きがあると思うんですけども、実際は4,000台も僕はないと思うんですけども、この辺はまた住民の方に詳しくよろしくをお願いします。

3つ目は、交通安全施設等ということでございますけども、転落防止は難しいということで言われてましたけども、やはり安全第一というのがございますので、この辺はそれにカバー出来得るやつをよろしくお願ひいたします。

4つ目については、道路構造物の築造ということで、これは基準的にも、また先ほど言われました工作物設置基準というのがございますから、それにのっとりやっただけであればいいと思うんですけども、ただし基準というのは、時とともにこれが変化し、また変わる可能性があります。出来得れば、その中にも特例が出てきた場合は、また適用をしていただきたいと思います。

そういうことで、続いて、町道435号線の今後の計画日程について、地元の説明も含みながらこの内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今後、整備を進めるに当たっての計画あるいは日程ということでいいのでしょうか。では、今後の計画日程についてでございますが、今日までに一部区間の地権者及び河川管理者との境界の立会を実施いたしております。今後は、今年度内におきまして、里道明示について県との立会を予定しておりまして、筆界確認書の作成作業を行ってまいります。新年度からは、河川管理者と事業実施に向けての協議を行い、併せて稲葉及び目安地区の方々と地元調整を行ってまいります。さらには、境界確認を行った区間について、丈量図等の作成を行い、用地協力の依頼もしていく中で、JR踏切付近から140メートル程度の区間につきまして工事を実施する予定としております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 先ほどもお話にありましたように、この道路に隣接する目安自治会においては、10人で構成されるプロジェクトを組まれて、この計画に前向きに取り組んで、また取り組もうとされております。それに対して、また町も呼応するように取り組まれていると思いますけども、道路整備計画に基づく生活道路については、安全性や快適性が何よりも重要であり、町においては、斑鳩らしい法隆寺の景観と調和した道路整備が今後進められると思いますが、そのためにもまず地元のご協力とご理解が最も

必要となることから、理事者においてもなお一層の努力をしていただくように要望いたしまして、3番目の質問に入らせていただきます。

環境保全に対するマナーの向上についてであります。

今までに何回となく一般質問に取り上げられ、その都度町として対応されてきたと思いますが、しかしまだマナーに対する意識が向上されていないように思います。ポイ捨てや不法投棄、落書き、犬のふんのマナーについては、住民にとっては、生活する上において不快な思いをしながら、半ばあきらめている状態にさえ感じられます。マナー意識のいかににより、環境保全に大きく影響を及ぼし、また生活環境を損なうことになるのは自明の理であります。

これまで、環境問題をはじめ数々のモラルキャンペーンを実施されてこられたと思いますが、現実にはポイ捨てや犬のふん放置がなくなる。まちとしてどこに問題があり、どの程度把握されておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員もおっしゃっておられますように、町におきましては、これまで環境問題学習会、そしてクリーンキャンペーン、空き缶回収事業、環境保全推進委員の設置等々で、マナー、モラル向上のための事業に取り組んでまいったところでございます。そういった中で、ポイ捨てや犬のふん放置が、減少してきてはおりますもののなくなるというのが実態でございます。このことにつきましては、幾つかの問題点があるのではないかとこのように考えております。

環境問題学習会やクリーンキャンペーンなどモラルキャンペーンにご参加をいただく方や、空き缶回収機をご利用いただいております方等は、既に環境やマナーに対しまして意識の高い方が多く、逆に環境やマナーに関して無関心な方ほどこうしたモラルキャンペーンへの参加もされないというようにも聞いているところでございます。そういったことが、意識に温度差を生じさせているのが一つの問題ではないかなというように考えております。また、地域のコミュニティもうまく図られることがなくなっていることが影響しているのではないかとこのようにも考えております。

このようなマナーやモラルの向上には、地域で声をかけ合い、注意し合うことも意識向上には効果があるのではないかと考えております。例えば、犬の散歩コースや散歩の時間帯といいますのは、大体同じ時間帯とかコースではないかと思うわけでございます。ふん放置につきましても、飼い主同士が声をかけ合うようなコミュニケーションが図

られたら、もっと意識が高まるのではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、近年、新聞などでも報道されますように、各地で注意をされたことによりまして逆恨みとか、いわゆる逆ギレで犯罪が起こったりもしております。このような風潮にもより、地域内で声をかけ合うことが出来なくなったことも、マナーやモラルに対しての温度差を生じさせているのではないかと、このように考えてもいるようなところでございます。このようなことが町として、こういうポイ捨てや犬のふん放置が実態としてなくなる問題点ではないかなというように考えております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 先日、ある新聞に、親切美化運動の一環として、県職員50人がボランティアで落書きを除去している記事を目にしたわけですが、まず職員が率先垂範して、ボランティアとなって今後住民の皆さんのご協力を得られればということの記事でございました。

まず、アクションを起こすことが大事です。また、そのことによって住民の意識を変えていくということは、本当に大事だなと思うわけですが、そこで私の提案でございますけれども、例えば犬のふんの放置について、多発しているところを中心に、ボランティアで放置されたふんを処理しながら、散歩をされている方に啓発していく、ビラなどを配って啓発していく。その行動の中に協力者も現れ、また行政と住民、地域が一体となった取り組みに発展するのではないかと、私は思うわけですが、これについていかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現段階では、草の根的に繰り返しモラルキャンペーンを展開をいたしまして、一人でも多くの方のマナーを高めていくしかないのではないかと考えております。その方法につきましては、これまでのように受動的な方法から能動的な方法に変えていくのも、議員もおっしゃっておられますように、アクションを起こしていくというのも一つの方法であろうかなというふうにも考えます。

具体的には、町が行いますイベントや催しでモラルキャンペーンを展開をします他、各種団体の会合にも積極的に出向きまして、少し時間をいただく中で、そういうマナーとかモラルに関するお話もさせていただくことによりまして、こういうことで意識の向上とかマナーを守っていただける方も増えてくるのではないかと考えております。

議員がご提案をいただいたアクションを起こすということも、一つの取り組みであり

ますので、ポイ捨てや不法投棄につきましては、これまでも職員の方でも年2回のクリーンキャンペーン時にボランティアとして参加もいたしております。また、住民の方々とも活動をしてきているところでございます。

また、年1回ではございますけれども、職員で構成しております組織として互助会がございまして、その互助会の発声で、地域社会活動として、役場周辺におきましてのクリーンキャンペーンも実施をさせていただいて、住民の方々への意識啓発にもなっているのではないかと、このようには思っております。

県の職員が実施をされた例をもって質問者の方からもご提案をいただいているところでございますけれども、職員というのは住民の模範的な立場にもございますし、職員がそういった率先した活動を行うということは、住民の方々に対する意識向上にもつながっていくと考えますので、そういう犬のふんの放置のモラルキャンペーンにつきましても検討をさせていただきたい、このように思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、ご答弁の中で、能動的な答弁をいただき、また実現可能な前向きな答弁をいただきまして、もし職員によるボランティアでの実現がされましたら、また議員の方々にもご協力をいただき、その方向へとお願いしたいと思っております。

今年、聖徳太子が憲法17条を制定されてから1400年の年を迎えることから、記念行事としてシンポジウムや連続講座が行われます。先日も、奈良新聞に、「17条憲法制定1400年記念シンポ」と見出しが掲載されておりました。また、施政方針の中に、ふるさと意識を育み、その気運づくりを図るため、難読と言われる町村名を持つ自治体が一堂に会する難読町村サミットを当町で開催をされていますことから、今年は全国各地から訪れる方が多く、ここ斑鳩の地に訪れることを楽しみにされている方が多いと思っております。

一方、マナーの欠如により、来られた方に不快な思いを抱かせ、まちのイメージダウンにつながる可能性もあると思っております。しかし、この機会をチャンスととらえ、マナーの意識運動改革を全面的にアピールすることにより、環境保全のまちとして、また心豊かなまちとして、参加された多くの皆さんの目に映るのではないかと私は思います。このことについての町長の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 飯高議員、特にこのマナーの問題等について真剣に考えていただ

いています。

私は、やっぱりこのマナーというのは、仮にきれいなところにはなかなかほかしにくい。常日頃からやっぱりきれいにしているところには、空き缶、瓶とかはなかなかほかせない。大体インターチェンジでも、大体そこにほっているというたら、必ずほかされる。何かそういうことがやっぱりよく目につくのは、そういうことがなかなか出来得ないというのは、今、非常識な方は、たばこの吸殻でも、交差点の信号で止まったらそこでほかすというような方もおられるわけです。こういう教育、しつけをどうしていくのか、こういうことも私はやっぱりこれから大きな問題であろうと思いますし、斑鳩町としては特に美化キャンペーンもやっていただいていますし、特にあの川掃除でも行きますと、道路の周辺に必ずたばこの吸殻とか落ちていたというのは、恐らくどこかでたばこを吸っておられる。特に以前からも、くわえたばこはどうかというご批判もあるように、くわえたばこというのは、必ずどこかでほかすわけですから、それでも一つのマナーが欠けているということもございますし、当然我々の斑鳩町にとっては、世界遺産の法隆寺、あるいは法起寺、そしてもう一つ三塔としての法輪寺、それぞれお寺がありますから、あるいはまた竜田川といういにしへの川がございいますから、そこらの周辺の関係等についても、南服部でも行きますと、ふんをするなという看板をかけて、ふんをしてはいけないという、持ち帰りましょうという看板も上がってますけども、人が見てたらなかなか持っているような格好をして立っておられると。しかし、見ておられなかったらそのままやっていくと。今、いかるがパークウェイの400メートル出来たところでも、やっぱりもうふんが落ちておるといような現状でございいますから、やっぱりよっぽどこれもどうしていくかということで、出来ればまた、ボランティアも大事でしょうけど、いずれはまた、時間的にシルバー人材にお願いすることも考えていかなかったら、なかなかそういかない。

今、一番斑鳩でも自慢なのは、JR法隆寺駅の北側、南側のところに自転車放置というのがなかなかないわけです。やっぱりこれはありがたい話で、朝の7時から9時までシルバー人材が点検をしておられる。そしたら、絶対にやっぱり置いたら必ずエフを張られるというようなことで、置かない。各沿線を見ますと、法隆寺の駅ぐらいが一番きれいではないかなと思う。そういうことが、絶えずずっとしていかなかったら、もう一遍やめたらもう必ずまた置かれますから、そういうことになってしまいます。

そういうことを踏まえて、やっぱり斑鳩町民が観光客が来られたよってにそのごみを

拾えというんじゃないしに、絶えず、以前5日の日は自分の家の周りを清掃しようという
ことで、そういうプレートをつくったり、あるいはまた瓶、缶のポイ捨てをやめよとい
うようなこともしてまいりました。やっぱりそういうことも踏まえて、そういう啓蒙を
して行って、そしてたまにはやっぱり環境推進委員さんの方々に、私は環境推進委員さ
んになっていただく方にある程度権限を持っていただいて、腕章でもつくって、また当
然つくってますけども、そういう方々がやっぱり活動していただくような環境づくりを
していくことが大事であろう。当然のことですけれども、空き瓶、空き缶をほかす
、あるいはそういうことについては、やっぱりマナーの問題ですから、このマナーを向
上するためにはどうしていったらいいかということ議論することが一番大事であらう
し、そのためには町民が粘り強くこういうものについては清掃観念を持って、またほか
されたところを拾いに行く。そして、ほかされないきれいな環境づくり。斑鳩町にとっ
てはごみゼロで、ごみが落ちてませんよというような環境づくりをすることが一番大事
じゃないかと思ってます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ありがとうございます。聖徳太子がこの斑鳩で問いかけたのは、
日本人の心の原点であると、町長が施政方針で言われたように、その言葉にふさわしい
一人一人でありたいと思うのは、私一人ではないと思います。今後も、和の精神に基づ
き、明るく豊かな風土づくりを目指し、人にやさしいまちづくりになお一層努力してい
ただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがと
うございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 3月議会の一般質問も私が最後となりました。議会答弁前に毎
回そのときの心境を語らしていただいております。早いもので、もう1年が来ようとし
ております。年4回の議会も最後の4回目となり、もう私たちも新人と言ってられませ
ん。先輩議員に学び、追いつき、勉強してまいりたいと思っております。そして、これ
からも、町民の代弁者として頑張りたい所存でございます。

それでは、通告書に従って1つ目の合併問題について質問いたします。

平成の大合併が地方分権を掲げ、三位一体改革が崩れている現状を斑鳩町はどうとら
えているかという問題ですが、新聞報道等によりますと、地方交付税の大幅削減などが

自治体に痛みを強いる形となっており、国、地方財政の三位一体改革に全国から厳しい評価をしていると聞きます。特に、地方交付税が前年比12%減となっており、三位一体改革が地方交付税削減の先行で、結果的に地方自治体を圧迫しています。

ここでお願いします。交付税の削減等による斑鳩町の財政状態をお聞かせください。また、共同通信社のアンケートによります市町村合併の財政支援等を盛り込んだ合併推進策は、町は評価しますか。2つの点についてお願いします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 三位一体の中で、我々地方財政の中で色々影響あるということで、朝から松田議員の質問の中でも、約3億円の影響があるということで町長は答弁したものでございまして、そういったことを考えますと、十分な内容の中で三位一体が進められないということについては、やはり地方自治体としてはやはり困るものがある。やはり、そういった中で、税源移譲、そういったものについても十分勘案される中でなされるべきであろうと考えておりまして、その関係につきましても町長が松田議員の答弁の中でも申されたとおりでございまして、そういったことで認識いたしております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それで、国が地方交付税の削減が、先ほど申し上げました先行したため、全国の自治体が大変な悲鳴を上げているわけですが、そこで自治体は、基金の取り崩しや徹底した歳出削減に伴う住民サービスの影響が出てくると言われております。これを踏まえて、斑鳩町の今後の住民に対してのサービスの低下の不安はございませんか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いずれにいたしましても、やはり財源が厳しくなるにつまましては、我々行政に携わる者につまましては、創意工夫を凝らしながら、少しもサービス低下にならないように尽力いたしていかなければならないと考えております。我々といたしましても、そういった方向で努力してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 関連することになりますが、第27、28次地方制度調査会の答申でうたわれている、合併後にくる道州制について斑鳩町の見解はということですが、第27次地方制度調査会で、広域自治体のあり方の中、道州制の導入は地方制度の大きな変革であり、国民的な意識の動向を見ながら、引き続き次期地方制度調査会におい

て議論を進めることにするとうたっています。次期調査会というのは、去る3月1日に28次地方制度調査会が開かれまして、地方で出来ることは地方でをうたい文句にしております。現在、北海道、東北3県、また大阪府、大阪市等が積極的な姿勢を見せていると聞いております。

お尋ねします。あと2、3年もすれば具体的になってくるであろう道州制導入について、斑鳩町の見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されておりますように、第27次地方制度調査会の答申の中では、広域自治体のあり方について言われております。広域自治体のあり方といたしましては、都道府県合併と道州制の二通りの方式が併記されており、特に、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県に代わる広域自治体としての道または州から構成される制度の導入を検討する必要があると言われております。

また、答申では、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化し、国の事務権限の相当部分を地方に移譲していくという基本的な考え方も示されておりますが、道州制が、国を起点としたこの国の形を、地方を起点とした仕組みへの転換とし、地域が地域らしさを発揮し、そして地域に住む人々は、自由に創造的な活動を行うことが出来る分権型社会の実現を目指す限りにおきましては、新しい地方分権の形として容認出来るものであると考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この道州制の問題も、そう遠い時期の話ではないと思っております。町としても、合併を含めて今後の展望を有しながら、私たちとともにこの問題も推し進めてまいりたいと思います。

では、次に、7町の合併に対して町長の姿勢が消極的なのは、新市の名称に伴う斑鳩市構想が外れてきているからではないですかという質問です。

私は、この問題、この具体的な聞き方をするに当たりまして考えましたが、午前中にも先輩議員がこういう、消極的ではないかという言葉も使っておられました。そして、私も6月議会でも、生駒郡4町斑鳩市案について町長に質問いたしました。町長は、郡をまたいでの合併はないということも言っておられます。今回は、第8回の法定協の中

で、新市の名称、事務所の位置検討小委員会の件で、事務局の説明の後、小城町長が、斑鳩町の4号委員が小委員会において新市の名称について、現7町の町名は使わず、また全国公募でなく7町在住者と限定したことに対して反対意見を述べたことにより、町内外よりかなり議論が噴出してきております。

私も、その後、7町の市町村合併特別委員会、何カ所か傍聴に行きました。その中で、三郷町の特別委員会の中で、ある議員が次のような質問を町長にされてました。2月2日、合併問題特別委員会の中での質疑です。議員 新市の名称について、旧の町名を一切入れないということで、斑鳩のまちの方でも色々論議されているようですが、この名称の中に旧の町名を1文字入れるとかはだめなんですか。町長 7町の町名を新市の名称としないということで、1文字が入っていても問題はない。議員 1文字や2文字は構わないわけですね。新聞報道で斑鳩町長から論議が出て、それで斑鳩町は合併しないということにならないか心配ですけど、どうでしょうか。町長 斑鳩町は、法隆寺という世界遺産、文化遺産都市ですから、私も立場が変われば、町名について、斑鳩の町長として、代表としてそういう意見をおっしゃられた。小委員会の中で、現在の町名を新市の名称に使いたい。斑鳩だけでなく、他のところも町名にも愛着のある方もいらっしゃると思いますが、色んな観点から議論された結果、新市の名称には現在の町名は使わないでいこうという意見が大半を占めたということで、協議ですから、皆さんの意見が一致することはなかなか難しいことですが、大多数がこれでいこう、これが一番いい方法であるということで、新市の名称には現在の町名は使わないでいこうと決定されました。こう三郷の町長が答えております。

町長にお尋ねします。町長発言が、他町の議員、またその他の方々にもかなり波紋を呼んでいます。斑鳩という名前に愛着があるというのは、もう以前から聞いております。今回は、新市の名称を斑鳩市ということについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 松田議員のご質問の中でもお答えさせていただきましたが、私は第8回の合併協議会の場で発言いたしましたのは、新市の名称の募集を7町の在住者と在勤者に限定したこと、そして7町の名称を使用しないことについて、反対の立場から意見を述べさせていただきました。

やはり、名称というのは、私はやっぱり開かれた行政である、こういう中で、全国か

ら募集をされた方がよいと思うわけです。それといたしますのも、7町の出身の方が全国にいらっしゃると思うからです。そういった方々は、自分自身の出身した町に愛着を持っておられると思うのです。また、町の名称に誇りを持っておられると思うんです。そういう意味で、名称は自由に募集する方がいいというふうに申し上げました。

大体、今、募集をされているのが、全国規模で募集をされて、そして最後は、必ずしもその一番多い名前を使用しない。当麻町でも新庄町でも、実は募集をされたら、白鳳市が一番多かったんです。白鳳市にはなっていないです。最終的に葛城市。あれは、葛城青年会議所、大和高田青年会議所を名称まで変更しながら葛城青年会議所をつくって、葛城市構想は、御所市、そして香芝、そして高田、そして広陵、新庄、当麻、3市3町を限定したんです。その中で新庄、当麻が、我々2町が合併するんだということから出発したんです。そして、最終的には葛城市という名前が使われたわけです。

そういう意味で、名称は自由に募集する方がいいというふうに申し上げたわけでございます。この中でも、最終的に、小委員会の委員長報告は、1名の方の反対があると言っていないんです。1名の反対があるということを言っていないんです。隣の島田町長も、あの委員長報告は、聞いたら、あたかも満場一致であったようなことを聞くやないかと。その中で、結局私と助役と森河議長と、そして4号議員の上田委員と安堵の助役と手を挙げてないんです。だから、世間ではよくじきに言われるのは、斑鳩は安堵と合併するんですかというようなことも私に伝わってきますよ。

だから、よっぽど私は、こういう問題については、最初から申し上げているように、この所在地と名前が一番大きい問題なんだと。必ず最後に問題になって、いよいよ合併する調印までいったかて、名前でがっと変わるんです。合併をこっちに選択するのかこっちに選択するのか、そういうことにまた住民投票をしていくというようなことも多いわけですから、よっぽどそういうことを考えなかったら、私は何も全国から公募して、仮に斑鳩市が一番多かっても、何も最終的に斑鳩市に決めるとか決めないとかまだ決まっていないわけですから、全部で決めるわけですから。

だから、そういうことを私は今でも募集される方に、安堵の方でも、私はひらがなでいかるが市と書きましたと。平群の方も、いかるがという名前を書きましたと、それは無効ですよと。そうなりますからね。そういう方もおられるわけです。そういうことを私はやはり自由に書けることが、私はやっぱり開かれた行政ではないかということで申し上げたわけです。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の町長のお話なんです、確かに小委員会で反対は、今回の議案反対されてないんですよ。ところが、4号議員の方が、現在ある4町の名前、それと全国公募ということについて、是非採用してほしいと言ったわけですけども、他の15人のうち14人の方々が、それでは他の6町の方々もみんな由緒ある町名を持っているから、みんながやっぱり私も私もと言いますよ、斑鳩町さんだけが決して由緒ある歴史ある名前じゃないですよ、平群の方がありますよという言い方をして、それじゃ公平な形でということで、それじゃ4号議員の方よろしいですかと。それで、4号議員の方もそこで了承して、それで法定協議会にそれを持っていったわけですよ。ですから、法定協議会の時に、何であそこで決まったことをまた小委員会に戻さなきゃいけないんだと議論が伯仲しましたね、あの時。ですから、4号議員の方もあのときは賛成したんですよ。あえて採決を問わなかったんですよ。問わなかったんです、あれは。

ですから、そこでまた上がってきたことについて、町長があそこで、4号議員が反対したのは反対だというのも、事態が、小委員会で上がってきたことに対して反対だと言っているわけですね。何のための小委員会なんだとあそこで議論ありましたでしょう、あの日。

ですから、皆さんあそこで一致したんです、意見が、15人が。それが上がってきたんですね。あそこで反対だ、反対だということが、私はどうも、皆さん、町長、助役、森河議長も、4号議員のこともおっしゃってましたけどもね、私はあそこで斑鳩町の方が、委員の方が皆、小野議員を除いて全員がおかしい、おかしい、元へ戻せ、シンポジウム開けと言っているわけです。ただ、聞いている方々みんな、ああ、斑鳩市は、町自体反対なのかととられてもしようがないです。だから、三郷町のこの議員の方のような、特別委員会で質問になってくるわけです。これは各町みんなそう思っているわけですね。ですから、そういうことがあったということを私お話しておきます。

それと、午前中の質問の中で、町長の答弁で、確認ですが、単独シミュレーション等合併シミュレーションを住民に提案していきたいということですが、これは斑鳩町独自の情報提供、説明会をするということでしょうか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 質問者がおっしゃってますように、午前中の松田議員の関係、ま

た以前からもそういう関係で、合併の関係についてと、それから単独のものについてのそういうシミュレーションを出してほしいということは、以前からも言われてます。それは当然のことをごさいますして、町の単独のシミュレーションでございますから、それは当然で出していくということをごさいます。

ただ、三木議員のおっしゃる、先ほどの議論の中で、4号議員の方ははっきりとおっしゃっているんですよ。そしてまた、法定協議会でも、私は、これだけ歴史、由緒ある名前ですから、地理的学者を招いてシンポジウムを開いたらいいじゃないかと。そしてまた別の4号議員の方が、王寺でしたか、そんな時間はありませんよというて終わっている、そういうことも委員長報告はありませんやんか。はっきりと申されてるんですから。小委員会どころか法定協議会でおっしゃってるんですよ。はっきりと、歴史ある由緒ある名前である、そういうところについて、地理的学者を招いてシンポジウムを開いたらいいやないかと、そのことを発言されてるんですよ。それが王寺の法定協議会の委員さんが、4号議員さんが、そんなもの時間がないからだめですよということでしょう。はっきりと出てますやんか。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） その件も、であれば、小委員会で15人の一応みんな合意のもとで上がってきた話です。ですから、今の町長の問題も、シンポジウムを専門家をということも、小委員会のところで僕は出てきていいんじゃないかと思うんですね。そうでないと、そこでまた言って戻せということでは、何のための小委員会かと、さっき言っているように。そういう形になると私は思います。

それでは、次に、午前中の質問にもありましたけど、確認のみで質問させていただきます。

情報提供と説明会の件ですが、3月と言われたのが6月、先ほどの説明ですと、もう少し遅れるというように、私もそれを聞く前も、恐らく6月は無理だろうかと、7月、8月にずれ込んでくるなというふうに感じておりました。もう一回確認しますが、再度法定協の情報提供と説明会はいつ頃になりますか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 説明会の開催につきましては、朝の松田議員のご質問に対し町長がご答弁申し上げましたように、そういった新市建設計画の素案の関係につきましては、確認されるものは、合併協議会の予定では7月以降になるということを想定され

ておりまして、そういったことから、その後資料等の関係等に準備もしなければならぬ関係もありまして、実際に説明会が開催出来る時期につきましては、8月以降にずれ込むということで今のところなっております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 8月までずれ込むということですね。ということは、情報提供と説明会が8月までずれ込む。そうすると、私たちが住民投票条例検討小委員会が出来ているわけですが、住民投票の時期にも大きく左右してきます。そうすると、来年の17年の3月末が特例の期限となっております。私は、この期限もどうかなという心配をします。

ただ、やはり今回の合併は、合併するしない、また別の枠組み、それから単独に行くという形になっても、やはり7町合併で今推し進んでいるわけです。皆さん、各7町から出てる法定協議会の方々も含めて、それに向かって今進んでいるわけです。ですから、斑鳩町も、やはり来年の17年の3月末まで、やはり合併、どういう形になるか、合併をしていくという形、まず進んでいくんだと。その中での色んな取り組み方があると思います。

一番、私まずいのは、やはり途中下車するのが一番まずいと思いますね。途中下車しないで、ともかく向かっていくと。3月31日までやはり合併に向かっていくということを私はこの合併問題についての最後の質問とさせていただきます。

次に、観光についてお尋ねします。

国、県が観光施策をうたっているが、これに対して斑鳩町として新しい施策を考えているかということですが、国では、2003年1月に、観光立国懇談会を発足させ、2004年2月に観光立国本気ということで、観光客増加を目指す観光立国構想について、3月にも民間人を中心とした推進委員会を設置するとのことでした。2002年度海外から観光客は524万人で、世界観光機関WTO国際ランキングでも、33位にとどまり、観光立国にはほど遠い感があります。

また、奈良県においても、観光立県として観光交通交流局を4月から新設すると聞いております。また、新しい県文化芸術振興プラン案が策定されております。大和文化芸術振興においても、奈良を起源とする能楽四座の里帰り公演や楽劇公演の検討、民族芸能等組み合わせたフェスティバル等新しさを取り入れた舞台芸術の創造をすることが目的の構想もあるようですが、ここでのお尋ねいたします。

これから、国、県が観光施策を打ち出しておりますが、斑鳩町としてこれらを踏まえて新しい観光施策を何かお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 斑鳩町の今後の観光施策ということですが、当町の新たな施策といたしましては、町長が施政方針でも述べておりますように、新年度からは新たに日本の木造建築物を国際的な観光資源として、PRし、外国人観光客を誘致するために、奈良市、姫路市、吉野町等の関係市町村と共同で、(仮称)木造世界遺産市町村協議会を設立し、広く国内外に向けて情報発信を行ってまいります。

また、国の外国人旅行者訪日促進戦略の一つでございますビジット・ジャパン・キャンペーンと連携いたしまして、観光基盤整備事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

新年度では、木造建築物の歴史や文化を紹介するフォーラムを開催、そして世界遺産を巡る観光モデルコースの調査研究に取り組む予定となっております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 国内においては、木造世界遺産市町村協議会の設立、また海外に向けては、外国人旅行者訪日促進戦略等があるようなので、観光立町としての斑鳩として、今後の動きに期待いたします。

次に、2番目のボランティア活動から見た観光活性化についてですが、私は今回この観光をテーマにしたのは、ボランティアの方々が日頃無報酬で働いている姿を常に見るにつけ、外国人向けガイドでは、アイセスGGGの皆様と、そして国内のガイドでは、観光ボランティアガイドの会の方々、そして個人的に視覚、聴覚障害者に対してのボランティアで案内されている方々、こういった方々とご一緒させていただきました。そして、アイセスGGGは現在65名の会員がおり、年間約630件の案内をしていると聞いています。そして、観光ボランティアガイドの会は、会員が100名で、ボランティアした年間件数は約1,670件と聞いております。これら各ボランティア団体の活動を見ていて、私も、また町も、観光についてさらに考えていかなければならないと思うのですが、今回ボランティアの方々と一緒に歩かせていただいて、色々な意見も聞かせてもらい、ともに考えてみました。この活性化について一例を挙げてみます。ボランティアの方々とともに考えた活性化です。

1つ目は、やはり外国人の方、それから国内の方々もそうですが、宿泊施設がないと

。やはり来て、どっか泊まる場所がないかといったときに、やはりそれらしき宿泊施設がないということに、他の町へ案内するとかいうことは非常に残念だと。私、9月議会でも述べさせていただきましたが、町内において、外国人とか家族の方、友人が来た時に泊められるそういう施設が欲しいと。

それから、2つ目に、それに伴うんでしょうが、食事場所です。門前にはそば屋さん、うどん屋さん、食堂さんがありますが、やはり同じように、家族が来た、外国の方が来た、友達が来たという時に、やはりちょっと松花堂でも1,000円か3,000円ぐらいの中で食べたいなというところがないということです。

そして、交通網です。やはりこの交通網につきましても、後でまた交通の件話しますが、観光の巡回バス、三塔を回る観光の巡回バス、それから人力車での散策、そういったものはどうかと。

それから、国内外に向けたPRです。外務省、大使館等の関わり、それから国、県、斑鳩町の縦の観光政策、そういったものを一緒にとらえられないかと。

それから、道路整備です。これは交通網と関わりますが、奈良県の道路事情と斑鳩町に入ってくる交通渋滞などにより、かなり観光ルートの時間がかかるというふう聞いております。

そして、映画のロケ地としての開放です。私も先日姫路市へ民主党の研修会で行ってまいりました。姫路城と、それから円教寺、これケーブルで上がったところですが、この円教寺については、皆さんご存じのラスト・サムライで、トム・クルーズ、渡辺謙がここで撮影したと。それ以後、非常に多くの観光客が来たと実際に私聞きました。住職等にも実際私聞いております。そういうことも、色んな諸問題があるでしょう。お寺との関係ですね。こういったことも出来ないかと。そういうことが、そのようなことが色々具体的に皆さんとの意見の中で入ってまいりました。

そこで、お尋ねします。今、言ったような観光活性化プラン等具体的に町として考えておりますか。また、去る2月25日に、当役場地下会議室において、観光振興及び商業活性化と題した懇談会が開かれました。その内容と意図についてお聞かせください。さきに私の述べた活性化プラン等は共通点があるものと思いますので、その点についていかがですか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 当町では、現在第3次斑鳩町総合計画におきまして、観

光の現状や変化するニーズを把握し、今後の観光振興の方向性を確立するために、観光振興基本計画の策定を行うこととしております。今年度におきましては、当町の観光の現状と課題の分析や観光資源を把握し、それをもとに観光振興策の整理を行い、基本計画の策定を行っているところであります。

その中で、町政モニターの方々に対するアンケート調査を行うとともに、実際に観光客と接しておられる観光ボランティアの方々や、商業を営んでおられるの方々、また各種団体の方々から生の声を聞き、基本計画の策定に反映したいと考えていく上で、先ほど質問者が述べられましたように、昨日ここの地下の会議室で会合を行ったわけでございます。

なお、先ほどから質問者が具体的な事例を出していただきまして、ご提案していただいておりますが、現在やっております基本計画というのは、あくまでも観光振興の方向を示すものでございまして、具体的な実施計画については今後検討をしていきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、部長は、昨日とおっしゃいました。25日ですか。

○都市建設部長（北村光朗君） 先日でございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今後のボランティアの方々、そして商工会等の方々とは活発な意見を持ち、新しい斑鳩観光施設が出てくるということを私達も期待しますし、また皆さんとともに考えていきたいと思っております。

では、3番目に、世界遺産法隆寺に対し、斑鳩町の時の音に関してお尋ねします。

この私質問の題を挙げさせていただいたのは、戦争を体験した方が、今の斑鳩町の12時のサイレンの音を聞くと、空襲警報を思い出すと。戦前、戦中、戦後ですね、非常に嫌な思いをした記憶があるので、それを思い出すと。何とかあの音ならないのかと、これから老後になっていくので、そういう思いをいつまでも抱いていきたくないんだと。そういう意味で実は私の方に相談に来られました。

それで、私も、各町色々調べましたが、まずここで明治の俳人である正岡子規が、有名な句で、柿食えば鐘が鳴るなり法隆寺という句があります。先日来、法隆寺を何度か私参拝してまいりました。今の納経場の前の池があり、その横に茶店跡があります。その茶店跡にその石碑が建っており、正岡子規の句がそこによまれているわけです。もし

、正岡子規がこの場に立っていたら、この12時の今の斑鳩町のサイレンを聞いたら、どのような思いがするだろうなという気もしました。

それで、12時にこのサイレンが鳴るんですが、ちょうど私池のところにいましたが、西円堂の鐘楼からやはり鐘が聞こえてるんですね。だから、このサイレンと西円堂の鐘楼が同じように鳴っているわけです。西円堂は、不確かですが、9時、10時、11時、12時、1時、2時、2時か3時まで鐘がなるんですね、1時間おきに。それも、その時間の、9時なら9つ、12時なら12回鳴るわけですね。だから、非常にいいものを感じるわけです。

このサイレンについてなんですが、サイレンが鳴ってるわ、西円堂の鐘楼がなってるわと、皆さん聞いたらどっちがいいのかなと思うわけですが、そこでお尋ねいたします。斑鳩町はなぜサイレンが12時、時の音になったのか、その経緯をお知らせください。そして、いつ頃からそれはやっておられますか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町は、なぜサイレンが12時の時の音なのかとのご質問でございます。

以前にも一般質問の中でお答えさせていただいた経緯がございます。役場のサイレンを鳴らしておりますのは、質問者が言われるように、正午をお知らせする目的もありますが、非常時に備えてサイレンが正常に作動するかどうかの点検も兼ね鳴らしているところでございます。

ご指摘のように、近隣市町村ではメロディーを正午に鳴らしているところもございますが、当町の場合は、万一の火事や非常災害時には、サイレンにより消防団の招集や町民への警告などの周知を行う有効な伝達手段として活用し、日常のサイレンの動作確認も必要であると考えております。

そうしたことから、現段階ではサイレンの代わりにメロディーを鳴らすということについての見直すことについては考えておりませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、いつ頃からサイレンを鳴らしているのかにつきましては、何年からという時期については定かではございませんが、たしか昭和30年代の前半ごろからサイレンの吹鳴はいたしておったということでございます。

また、法隆寺のお寺におきましても、午前8時にはサイレンも吹鳴されて、8時の合

図、我々としては、ああ、今8時だなということを感じておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、8時の件については私初めて聞きました。

それで、今、部長の答弁につきまして、斑鳩町は昭和30年代からやっているんだろ
うということなんですが、私も今回その件で他町、西和7町全部調べました。やはり、
他は殆ど、時間によって、早いところは9時、遅いところは斑鳩町の9時までの間ですね、
色々あります。12時については、殆どチャイムですね。それで、王寺町みたいに鐘の
音でいたしているところもあります。斑鳩町だけが、30年代からサイレン鳴らしている
わけです。

今、部長がおっしゃったこのサイレンは、あくまで緊急時の時も兼ねてということをお
話いただきましたが、私今回斑鳩町のこのサイレンのことについてですが、三郷町を
ちょっと確認しました。殆ど全町と私連絡とったんですが、特に三郷町ちょっと確認し
ました。そうしますと、三郷町については、サイレンはあるんです。ところが、緊急時
にもサイレンは使っていないんです。消防の火事だというときも、消防が出ていくときウ
ーウーだけで、あとはみんな役所内からファックスを流すと。それから、その他の連絡
事項ですね、人がいなくなったどうかという時は、31カ所ある町内放送で皆伝えると
いうように聞いております。

そこで、三郷町は、サイレンを鳴らす時はどういう時鳴らすかといいますと、選挙の
投票日、朝ですね、これから投票ありますよという時にウーウー、それから終わりました、
これは8時だと思う、終わりました時にウーウーと鳴らす。その時だけにサイレン
を使うと。

そして、そのサイレンの点検ですが、今、部長は、今、鳴らしているのは、非常時に
、いざという時に聞こえなくなるといけないから、常時流していることがこれがテスト
なんだということも私この前聞きましたが、三郷町では、業者を呼んで年3回見てもら
っているんです。それも音を鳴らさないで調べてるんですね。それで異常がないわけ
です。何年間に1回選挙の時に鳴らすのも、そういうメンテナンスで可能になっているわ
けですよ。

ですから、今、部長おっしゃった常に鳴らしていることがテストなんだというのは、
毎日鳴らさなくてもそういう点検が出来るということですね。それは、そういうことが
あるということをお話を私、今、ここでお話をさせていただきます。

それで、このサイレンにつきまして、他町とも実施内容等をよく検討していただきまして、今、部長、この件についてはそういう考えはないというような結論的な言い方をされましたが、どうか他町がそういう音を使って、特に斑鳩はこういうお寺があって、鐘の音というそういうイメージもあるわけですから、ぜひ今後の課題としてこのサイレンについて、何か違う形のものを検討するということでお考えはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたように、やはり消防団の出動要請をするにつきましては、ファックスも、そういう手段もあると思いますけども、ただ外におられた時にファックスがそれで出動の合図になるかといいますと、そうでない場合もあります。火事といいますのは、少しでも早く現場へ駆けつけて消火活動を始めるということが肝要でございます。そういったことから、いわゆる常にそういった面でサイレンを鳴らしてございまして、それを毎日12時に吹鳴することによってそこを管理させていただいておるといことでご理解願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、言ってももうイタチごっこになりますので、これ以上申し上げません。どうか検討材料の一つとして頭の隅に置いていただけるようお願いしておきます。

それでは、ちょっと時間も過ぎます。次の奈良県の道路事情と斑鳩町の道路整備についてお尋ねします。

1番目、奈良県を取り巻く道路整備と、それに伴う斑鳩町道路施策との関連についてお尋ねします。

質問です。まず、奈良県の都市計画道路整備普及率は全国のランク、どのくらいにいますか。また、奈良県下では斑鳩町は、この都市計画道路の整備普及率はどのくらいですか。何位くらいですか。そして、町内の普及率は何%ですか。この3つをお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 奈良県の全国での順位、あるいは斑鳩町が奈良県内でどれくらいの順位であるか、また斑鳩町の道路の整備の状況がどれくらいの割合になっているかというご質問ですが、道路といいましても、色んな道路があるわけで、これを全体的につかもうとすれば、非常に困難なものがございます。

そういった中で、都市計画道路に限って、私ども、ちょっと平成12年の都市計画年報ということで、時期はちょっと古いんで参考になるかどうか分かりませんが、これを基本にお答えしたいと思います。

まず、奈良県の順位でございますが、全国47都道府県のうち第41位でございます。この整備率が、全国平均は50%でございますが、奈良県は38.3%となっております。次に、斑鳩町ですが、斑鳩町は、奈良県の中で都市計画道路の計画決定がある市町村というのは31ございます。その中の第29位でございます。整備率は、県全体では、先ほど申しましたように38.3%でございますが、斑鳩町は1.94%となっております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） お調べいただきましてありがとうございます。それでは、斑鳩町の県下の位置、町内での普及率等お調べいただきました。そして、斑鳩町周辺では、京奈和自動車道や大和中央道をはじめ、他府県、他市町が幹線とする都市計画道路が進められております。斑鳩町では、関係者の皆様のご労苦により、パークウェイがモデル区間400メートルが完成し、3月3日開通したばかりでございます。先ほどの数値にもあらわれているように、斑鳩町の道路整備は大変遅れております。観光客も、道路事情が悪く、見学時間も短いというふうに聞いております。

これらのことを踏まえて、斑鳩町として今まで進めてきた各道路整備事業をより早く完成していただきたいのと、町として幹線道路との関連を含めて、これからの道路整備に対するお考え方を手短にお聞かせくださいませ。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今後の道路の整備に対する考え方でございますが、斑鳩町域には、他市町の道路との関連が深い幹線道路といたしまして、いかるがパークウェイ、そして法隆寺線、安堵王寺線が都市計画決定なされておまして、今日まで事業に着手すべく努力してきたこととございますが、事業に対する色々なご意見がある中で整備が遅れている現状でございます。

しかし、いかるがパークウェイと法隆寺線の一部でこの3月3日に供用することが出来ております。計画決定されたいずれの道路も、斑鳩町のまちづくりのための道路でございます。一部区間の供用を契機といたしまして、今後一層整備を進めるための努力

をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次のいかるがパークウェイの質問ですが、昨日も同僚議員が何回か質問しております。再度お聞かせいただくことになると思いますが、パークウェイが計画から30年、予算240億円で今回のモデル地区400メートルが5年を費やして完成しております。

お尋ねします。今後どのような予定で進められていくのか、再度お尋ねします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今後ですが、モデル区間西端から竜田川までの区間につきまして、これは平成19年度を目処に取り組みたいというふうに国土交通省から伺っておるところでございます。他の区間につきましては、現在お答え出来る状況にはないということでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 他の地区についてはお答え出来る状況じゃないということなので、こちらの方から随時質問という形をとらせていただきます。

平成15年から19年は、モデル地区から岩瀬橋ということですが、これ、5年間かかるわけですね。そうすると、その前の今のモデル区間が5年かかって400メートル、岩瀬橋まで600メートル、この間は1キロ、両方合わせると10年間ということになります。

次に工事にかかるのであれば、これは勝手に私は言っているわけですから、当然岩瀬橋から三室交差点までということになった場合、この三室の交差点ということになりますと、25号線のところで昭和橋までの拡幅工事と連携していかなきゃなりませんので、このところはやはり王寺町との関係ということで、両方の調整をしながら進めなきゃならんのではないかと考えております。

また、三室の交差点までが約500メートルでございます。そして、次に、モデル区間から県道まで、これが約800メートルです。県道から幸前まで、これはまだ測量にも入っていないということですから、この間2.4キロ、これかなり時間がかかると私思います。

そこでお尋ねしますが、今、整理しますと、モデル区間が400メートル5年、モデル区間から竜田川までが600メートル5年、これ1キロで10年です。そして竜田川

から三室の交差点まで500メートル、モデル地区から県道まで800メートル、県道から幸前まで2.4キロ、全長4.7キロなわけですね。そうすると、先ほどのモデル地区の400メートルと竜田川までの600メートルで1キロで、これ10年ということですね。ということは、今、全長で4.7キロですね。1キロ10年ですから、大体計算しておわかりのとおりだと思いますね。ということは、4.7キロ、かなりの年数がかかることとなります。町としても、大体こんなもんだろうかなというような年数を認識しておられますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 現在、国の方からモデル区間以西の竜田川までの計画について、我々協議を進めながら整備をしていただくわけですが、その他の区間については、申し訳ございませんが、お答え出来る状況にはございません。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 当然だと思います。やはり町として立場がありますし、国交省、国とのやはりかかわりもあります。今から何年ということは申し上げられません。ただ、これは、皆さんから出された数字を私が勝手に今足算、掛け算して出てきた数字です。私はこの辺を目安にということですが、恐らくパークウェイの完成式典には、多分私は参加出来ないと思います。もうこの世にいないでしょうね。また、皆さんは非常にご労苦されて今進んでいただいております。1年でも早く完成をなされるよう、皆様のご労苦に期待申し上げます。

そして、そういうことによって南に計画されている安堵王寺線の整備、接続するシンボルロード、これの一日も早い完成を目指していただくことを強く要望する同時に、私も委員会でこのことも、やはり同僚議員とともに強く推し進めてまいりたいと思っております。

それでは、次に、25号線安全対策についてですが、パークウェイ完成が相当年数がかかるため、国道25号線の安全対策は完成まで待つわけにはいきません。先日、幸前から三室の歯科委員まで私は危険箇所を歩いてチェックしてまいりました。私が危険箇所として認めたところ、25カ所あります。どういうところかという、白線の幅が40センチ以下のところですね。約ですが、25カ所ありました。この件については、今日ここで質問いたしません。次の機会、また委員会等でまた質問させていただきます。

次の質問に入ります。竜田大橋交差点の渋滞緩和策についてでございます。竜田大橋

西詰め交差点の角の建物、3階建てが現在売りに出されているように見受けます。当該交差点は、渋滞も多く見られることから、隣の更地や売り物件を町や国などが買収して渋滞解消出来るよう右折車線の設置などを考えているかどうかをお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 当該部分につきましては、歩道の改良ということで、これまで国や地権者の方とも調整をしてきております。しかしながら、調整途中におきまして、一物件が競売にかかることになり、協議が進められなくなっており、現在に至っております。

ご指摘の右折車線の設置は、現状では難しい状況ですが、歩道の改良等これらにつきまして、国や地権者とも今後調整をしていきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の問題については、やはりこの物件が競売にかかっているということで非常に難しいということですので、歩道の改良、こういったことを国とか地権者等、お話いただいて一つでも前に進めていただくように要望しておきます。

次に、私先般、2月の17日に西和警察署の関係者と現場にて、三郷から竜田大橋交差点まで、25号線までの渋滞緩和について話し合いを持ちましたが、その結果は既に理事者側の方に出ておりますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 立会の後ですが、右折禁止の規制、そして右折信号の表示などの対策も考えておられますが、いずれも現状では難しいところがございます。そして、対策といたしましては、区画線等の路面表示で自動車の進路を誘導し、停止位置を明確にするなどの対策が現実的で最も有効であるというふうに考えられています。

この部分は、国道の区域内であるために、今後は国土交通省に対応を町としては要望をし、調整をしているところでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今後進めていただきまして、路面表示等早急にやっていただくように、非常に危険な場所なのでお願いしておきます。

また、ちなみに、この交差点なんですけど、先週も宇治歯科医院の斜め前に三重衝突事故が起きました。これ1台は酔っぱらいなんですけどもね、非常に大きなものをされております。この168の右折レーンも県の方で検討していただいておりますが、この

辺の危険箇所ということですね、この辺も非常に事故の多いところですよ。私が今指摘して、路面つけてくれというのもそこなんです。非常に危ないところなので、その辺のところ、25号線の危険箇所ということを含めまして安全対策をよろしくお願ひしたいと思っております。

それともう一つですが、昨日夕方竜田西の山郵便局とあそこの変則交差ですね、あそこで、夕方ですが、バイクと軽トラックの衝突事故がありました。これも人身事故です。救急車で運ばれていたと聞いております。私、この件については、6月の一般質問でこの場所信号設置をお願ひしたいというふうに言っております。やはり、河蕨橋の問題、竜田大橋、色々と木澤議員なんかも、そういう箇所も色々と危険な場所を今指摘しております。事故が起こっては遅い。現に起きているということなんです。ですから、是非この安全対策について町としても、もっと積極的に対策を考えていただきたいと思ひます。私たちもそのつもりで考えていきたいと思ひます。

時間がございません。次の土・日議会についてでございますが、これについては、私ども仲間にサラリーマンも多いということで、土・日議会を是非再開させてくれということで、平成12年以来土・日議会開かれておりません。先日も、議会運営委員会にもこの件は出ました。それで、採決はありませんでしたけども、やはりまだ今回はしないでいだろうという形になったという経緯も私傍聴しております。ただ、今後、やはりサラリーマン等がまた土・日しかないんだから、ぜひ行きたいということによって傍聴がもっと増えるということも考えられます。私も、今後、この土・日議会について、委員会等でも提案していきたいというふうに思っております。

そして、住民に対しての公民館、図書館、学校等の学習室の開放という意見ですが、これもやはりサラリーマンの方は、やはり一軒家を持った、もうすぐあと定年だと。宅建のテストして、それから簿記の1級をとりたいと。家では非常に煩雑で、子どもがいる、色んな雑用が多いということで、そういうところで勉強出来ないか、荷物を持っていて勉強出来ないかということで、図書館であるとか公民館、学校でそういう場所がないだろうかということなんです、残念ながら図書館等ではそういう学習する場所がないということです。是非、こういう公民館、図書館等学習に開放していただけると思ひますが、時間がありませんが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、定年を迎えた方が勉強したいということでございます。こ

これは、図書館の方でそういう学習をする自習机を置いてございます。ただ、あくまでも図書館の本を利用した調べ学習を中心でございまして、もし勉強したいということであれば、図書館の本を利用していただいて自宅で学習していただくという方法しか今現在とっていないわけでございます。調べ学習は大いに図書館の方でしていただけたらと思います。図書館の方では、30席の閲覧席がございまして、また中央公民館の図書室では22席の自習席がございまして、そうしたところを大いに活用して学習をしていただきたいと思いますというふうに思っています。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） これをもちまして3月議会の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。お手元に配付しておりますように、町長から認定第1号町道の廃止についての議案の訂正についての申し出があります。

認定第1号 町道の廃止についての議案の訂正についての申し出についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、認定第1号 町道の廃止についての議案の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程1、認定第1号 町道の廃止についての議案の訂正についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしております訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第1号 町道の廃止についての議案の訂正についての申し出について許可することにいたしました。

明6日、7日は休会、8日は午前9時から予算審査特別委員会の開催を予定いたしておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後2時46分 散会）